

議会基本条例策定特別委員会会議録

1. 日 時 平成20年8月28日(木) 午前10時開議
2. 場 所 第3・4委員会室
3. 出席委員  
委員長 松 野 豊  
副委員長 藤 井 俊 行  
委 員 酒 井 睦 夫  
" 戸 部 源 房  
" 田 中 美 恵 子  
" 乾 紳 一 郎  
" 高 橋 ミ ツ 子  
" 伊 藤 實  
" 田 中 人 実
4. 欠席委員 な し
5. 委員外議員 馬 場 征 興 議長
6. 傍聴議員 堀 勇 一 議員  
青 野 直 議員  
関 口 和 恵 議員
7. 出席事務局員  
事 務 局 長 秋 山 純  
事 務 局 次 長 倉 田 繁 夫  
事務局次長補佐 仲 田 道 弘  
主 査 竹 内 繁 教

## 8. 参考人

早稲田大学マニフェスト研究所 研究員 草 間 剛

## 9. 報告事項及び確認事項

- (1) 議会基本条例シンポジウムについて  
パネルディスカッションの出演者について

## 10. 協議事項

- (1) シンポジウムアンケートについて
- (2) キャッチフレーズの発表方法について
- (3) 前文の盛り込みたいキーワードについて
- (4) 骨子（案）について
- (5) 今後のスケジュール確認について

開会 午前10時04分

松野豊委員長 それでは、ただいまより第12回議会基本条例策定特別委員会を開会いたします。

本日の出席を御報告いたします。ただいまのところ出席委員全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

本日、配付資料の確認をさせていただきます。次第書です。A4で1枚です。それから、流山市議会基本条例骨子（案）ということで、A4で1冊ございます。こちらです。それから、流山市議会基本条例シンポジウムアンケートということで、A4で1枚ございます。ちなみに、こちらのほうはたたき台につきましては、マニフェスト研究所の草間研究員のほうに作成をいただきました。この場をかりて御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。このアンケートの案をもとに、後ほど皆さんと中身については協議をさせていただきたいというふうに思います。

資料の配付漏れはございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 ありがとうございます。

それでは、次第に沿って早速会議を進めていきたいと思いますが、2番の報告及び確認事項です。（2）となっておりますが、（1）です。済みません。間違いでございます。次第書のほう、2番の（2）となっておりますが、（1）に済みません、御変更を願います。（1）、議会基本条例シンポジウムについて、パネルディスカッションの出演者について御報告をさせていただきます。

その後、前回の議論で皆さんに御協議をいただいた案で、北川先生のほうに御報告をしましたところ、北川先生のほうは、10月4日の当日は基調講演をしていただくことになっておりますが、そのパネルディスカッションについては、基調講演の後でもあり、会場からの質疑にフリーな立場で回答できるコメンテーター的な立場として、パネラーの一人として出演したいという旨の御本人からの御意向がございました。よってファシリテーター、司会進行役につきましては、細かい部分につきましては、正副の御一任をいただいておりますが、私、委員長の松野が司会進行、ファシリテーターとなることで皆さんの御了承をいただきたいと思います。いかがでございましょうか。御意見等ございましたら。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 ありがとうございます。そうしましたら、当初のこのような議論もしておったのですが、当初の予定どおりといたしますか、前回、私のほうでちょっと別の方法を御提案をさせていただいたのですが、北川先生にファシリテーターをしていただくという御提案をさせていただき、皆さんに御了承いただいておりますが、御本人の御意向を酌む形で、北川先生にはコメンテーター的な立場でパネリストとして御参加をいただきまして、私がファシリテーターあるいはコーディネーター、いわゆる日本語にすれば司会進行ということですが、そのパネルディスカッションの司会進行は私のほうでさせていただきますので、よろしく申し上げます。報告及び確認事項については以

上でございます。

3番、協議事項でございます。まず（1）番、シンポジウムのアンケートについてです。案文を配付をさせていただいておりますが、この中身について御意見等ございましたら、委員の方の御発言をよろしく申し上げます。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 最初に、アンケートにお答えいただける市民の方のお名前ってあります。その隣に御所属とあるのですが、ここの表現がちょっとどうかなというふうに、必要があるのか、それとも所属というのをお仕事とか、表現ちょっと難しいのではないかと思います。ちょっとまず1点、気がついた。

松野豊委員長 住所とするか、何もとらないかというところですけども、高橋委員。

高橋ミツ子委員 名前の以外に入れるとしたら、男女別だとか、もしかしたら年齢の構成というのですか、例えば20代から30代、40代から50代、60代以上とか70、そんなようなアンケートの中には年齢層が入ってきても、正確にでなくても大幅な。そうすると、年齢によってこういう考え方も違ってくる部分もあると思うので、参考意見としてはいいのかな、そんな感じを受けます。あと、男女入れてもいいのではないですか。だから、女性だと主婦だとか、女性ばかりではないですけども、職業なしだとか、その辺はちょっと検討してもらって。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤實委員 今高橋委員から出た話は、要するに男女は名前で大体はわかるでしょうけれども、最近、昔の方だからわからない。最近はわからないです、全然。

〔何事か呼ぶ者あり〕

伊藤實委員 そうか、そういう方いるね。では、男女を入れたほうがいいのかもしいかな。それで、住所まで入れると個人情報に絡むから、例えば市内とか、市外とか、そのくらいはいいのではないかなと思う。市内、市外ぐらいは。

松野豊委員長 市内在住、市外在住ということですね。

伊藤實委員 いや、やっぱり市民でない人がどういうふうに感じているか、市民が感じたか。職業…  
…

松野豊委員長 御職業ということですね。

伊藤實委員 職業要らない。

松野豊委員長 御職業、空白でもいい、全体でいけば。いいかな。

田中人実委員。

田中人実委員 この後、地域別のやるでしょう。だから、地番は要らないから、例えば流山市東初石とか、南流山とか、そこまでもし書けるのであれば、お書きくださいと。そうするとわかるのではないですか、地域的に。

松野豊委員長 そうですね。だから、住所とやって空白にしていれば、嫌な人は全部書かないでしょうし、余り気にしない人は全部書くでしょうし。一番下にごらんいただくとわかる、個人情報につきましては、御本人の同意なしに第三者への開示はいたしませんという一文を入れておりますので、これでクリアにはなるかなと。ただ、こちら側のリスクとしては、そのアンケートを回収したときに、そのアンケートをどっかでなくしてしまったとか、落っことしてしまったといった場合に、個人情報にちょっと絡んでくるというリスクがある程度なので、住所は住所というふうに入れておいて、あとは御本人の自由に任せるといえるか。だから、要するに必須項目ではない。必須項目とか書かずに、ただ項目だけ入れておくということでもよろしいですか。

戸部委員。

戸部源房委員 個人情報ということで非常に難しくなっているのだけれども、前ですと住所と、それから男女の、それから……そのぐらひは書きました。ですから、それに加えて今回の場合は年齢層でどういうふうに判断するかということがかなり重要になってくるので、それをつけ加えたらいいのではないですか。書く人、書かない人いると思いますけれども、しょうがない。

松野豊委員長 そうですね。20代、30代、40代、50代と書いておいて丸してもらいたい感じがしよかなと思います。

酒井委員。

酒井睦夫委員 私は、大変参考になったとか、余り参考にならなかったと丸が出て、それを回収して何の役に立つのだということ。私からしたら、北川先生の話聞いて、質問がある人もいると思うのです。こういうところがよかった、下のほうに御意見というところがあるのだけれども、ここなのです、一番聞きたいのは。こういうふうにしたほうがいいのではないかと、その質問というのをもしあれば書いていただいて、後で回答ができるぐらいの余裕があると一番いいと。だから、一番のポイントはよかった、悪かったよりも、むしろそういう皆さんの意見を聞かせてもらうと、この御意見のところは線が引いてあるけれども、線なんかないほうがいい、これは左と右に分かれているの、これちょっと意味がわからないから。この線、斜めの線……

松野豊委員長 真ん中の線ですね。

酒井睦夫委員 ええ。

松野豊委員長 これは抜くようにします。

酒井睦夫委員 なしにして、ここを書いてもらうということを中心にして、もし質問があれば質問でもいいですと、後ほどできる範囲で回答しますというふうにすればいいのではないかと思います。

松野豊委員長 こちら、要するに議会に対する質問に対してはこちらで責任持てるのですけれども、回答すると、その質問があればお書きください、後で回答しますということですが、北川先生に対する質問を後でフォローするということについては、こっちでちょっとコントロールできない

ので。草間研究員、いかがですか、その辺。要は今までのケースでいいです。多分ないと思うのですけれども、そういうことは。ちょっと今までのケースでそのような後で質問を全部集めて、北川先生がすべてにそれをコメントして返すというようなことがあったかどうかということ、あと物理的、時間的に可能かどうかということだけちょっとお聞かせいただければと思うのですが。

草間研究員 会場で事前質問みたいな形で伺って、それをどなたか取りまとめて、それを北川に聞くというケースはあるのですけれども。

〔「抜粋して」と呼ぶ者あり〕

草間研究員 はい、抜粋してです。後ほど北川が答えるというのはやったことないと記憶しております。

松野豊委員長 ちょっとそこまで、北川先生も御多忙の中で北川先生に対してそれをお願いするというのは、ちょっと厳しいかなという気はします。ただ、例えば議会に対する質問ということであれば、この委員会でいわゆる答えを、例えば私、正副委員長のほうである程度答弁というか、その質問に対する答えを考えて皆さんにお諮りしてこれで答えていいですかということぐらいは後でできると思いますが、そのような形でよろしく。

酒井委員。

酒井睦夫委員 その辺はお任せします。ただ、質問と書かせても、北川先生に対する質問がそんなにたくさん出るかどうかわからないし、北川先生ではなくて草間さんが答えられるような質問もあるでしょうから。だから、それはファシリテーターが説明すればいいのです。北川先生の質問は答えられないかもしれませんが、一応書いてくださいというようなことで。ほかのものはお答えしますというふうにして。

松野豊委員長 これはファシリテーターではなくて、多分全体の司会進行を藤井副委員長がやっただくことになりますけれども、これはパネルディスカッションというよりも全体に対するアンケートなので、全体の進行になるので、ファシリテーターのほうはパネルディスカッションの司会進行になりますから、そういうことであれば、恐らくシンポジウムの最後に閉会時に藤井副委員長、全体の司会進行をお務めいただく藤井副委員長のほうから広報をしていただくという形になるかなというふうに思います。よろしいでしょうか。

済みません。乾委員。

乾紳一郎委員 私も今出たように、意見というところで書いて、具体的にいろんな意見を書いてもらえるようにしたほうがいいというふうに思いますので。この選択項目が参考になったかどうかという選択項目でやっていて、それで意見というと、参考になったことに対する意見みたいな形になるので、例えば議会改革についての説明だったら、御感想もしくはその議会改革で進めたい項目とか、あるいは議会基本条例については、説明についての御感想もしくは……これは例ですけれども……

〔何事か呼ぶ者あり〕

乾紳一郎委員 議会基本条例だったら、御感想もしくはその基本条例で検討していただきたい項目とか、そういうふうに具体的に例えばこれをやってほしいとか、こういうのをに入れてほしいとかという意見をここに書いてもらえるような内容にしたらどうかというふうに思います。パネルディスカッションについて、パネルディスカッションは北川先生については、御感想もしくは意見で構わないと思いますけれども、(2)と(3)については、具体的なものがあれば書いてもらえるようにしたほうがいいと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 これ御意見は御意見でいいのではないの、これ、言葉は。これやたらにひねくり回しても、これ市民も段階的にいろんな意見をやってくるというのが基本だと思うのだ。意見といえば、北川先生の講演が参考になった、それもあるだろうし、またそのほかに意見もあると思うのだ。だから、ただ単純にこれこういう形でいいのではないか。それで、これもっと書けるように、これ真ん中の線は要らない。私はそう思うのです。それで、具体的に今回シンポジウムですから、今度分科会へ行きます。そのときにはもっと具体的な意見等々も聞けるかなと。また、それに時間をとっていかなければいけない。今回の場合は余り時間とれないでしょう、これ。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 済みません。今まで皆さんおっしゃったアンケートの中身の話は御検討していただいていいと思うのですけれども、あくまでアンケートなので、余り追い詰めてしまうような問題だと、今度は手つけられなくなってしまうという部分が、結構そうなのでしょう。私なんかも参加したとき、よくアンケートを出してくださいと言われても、何から書いていいかわからないようなときもあるので、やっぱりそのためにはだれでも手つけやすいような、書きやすいような形がいいと思います。細部、ここにシンポジウムについてそのほか御意見ございましたら、御自由にお書きくださいと、これが書いてあるので、ここの部分のスペースを何かに、上はもっと御意見の部分はもうちょっと狭くなったにしても、この部分はフリーでもいいから、箱なんかしなくてもいいから、そこに今後参考になる、例えば今後議会基本条例策定中、御苦労さまです。今後こういうことを気がついて、こういうことに注目して議論してもらえないかとかあればなおいわけなので、そのスペースがちょっと自由に書ける欄、何でもいいから御自由にお書きくださいでもいいから、書ければいいかなというふうなのが1点と、もう一つ、この下に個人情報につきましては、御本人の同意なしに第三者への開示はいたしません。この辺のところはどういう、開示するという。連絡して開示するというを言っているのかどうか。この辺については必要があるのかないのかちょっと、開示すべきものでないかちょっとと思いますが。

松野豊委員長 まず、最後のその枠の部分はわかりました。個人情報の件は、アンケートは大体今、表現の仕方はいろいろあるのですが、一例で今出している個人情報につきましては、御本人の同意なしに第三者の開示はしませんとか、あるいはこのアンケートは議会改革の参考のためにとって

ますので、それ以外の目的に使うことはしませんとか、どうしても個人情報保護法以降、この一文は、表現の仕方はいろいろありますが、書くのが慣例というか、慣例という言い方がいいかわかりませんが、やっぱり一部入れておかないとということになっています。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 そうであるならば、議会基本条例策定のこの特別委員会ではほかでは使用いたしませんということだろうと思います。だって、御本人の同意なしというのは、同意があればほかへも出すということになってしまうので、あくまでも基本条例策定の段階でせっかく書いていただいたアンケートもしくは御意見なので、参考にさせていただきますと、こういうことであればよろしいかと思いますが。ちょっと皆さんでも、私一人の考えなので、皆さんの意見を聞いてください。

松野豊委員長 いや、目的以外には使用しませんという表現の別個のものをちょっと引っ張る、引用するようにいたします。

あとは田中美恵子委員。

田中美恵子委員 この御意見のところなのですけれども、ここに1番、2番と参考になりましたとか、そういう項目あります。余り参考にならないとか。そういうところに自分で丸をつけて、そしてその御意見のところ自分の考え方を書いたほうが、参考になったからこういう意見とか、参考にならなかったからこういう意見だということのはっきりわかるのではないかと。

それから、この住所と名前なのですけれども、大体アンケートとなると、もらっても住所、名前と書くところとちょっと拒否反応が起きて、書きたなくなるのが結構多いのです。ですから、その住所のところは、ただ地区名を入れるだけとか、そういうようなことをしたらどうでしょうか。地区名だけ。

松野豊委員長 地区名を入れるという形でもいいのですが、ちょっとイメージが浮かばないのです。では、どういう地区で、要するに丸する形にしても、仮に北部地区、南部地区という、中部と入れても、参加者がわからない。自分がどこの地区かわからないのですので、住所と項目はつくっておきますけれども、要するに必ず御記入くださいとかいうことではない。要するに入りたい人が入れればいいという、それはお名前もそうだと思いますけれども。基本的には、これは私の私見ですけれども、委員の皆、ほかの委員の皆さんの御意見も伺いながらですけれども、やっぱりその名前をしっかりとわらないで無記名で書くアンケートは、私は必要ないと思っています。無責任だと思えますので。アンケート、もちろん御協力いただくのですけれども、運営側としては、今後の運営に生かすために、あるいは今後の、今回であれば議会基本条例策定に生かすための御意見を参加者の方に伺うという大前提のスタンスはありますけれども、それを無記名で無責任に書かれる意見について、我々特別委員会としてどこまで取り上げるのかというのはちょっと疑問を個人的には感じますので。そういう意味では、仮にお名前の欄に無記名であったとしても、それはそれできちっと集計しますし。ただ、これ名前を聞かないという前提は、ちょっとできれば避けたいなど。ただ、必ず



氏名を入れてくださいという強制もしないと、参加者の方に対して、というふうな形で御理解をいただけたらなと思います。

あとはいかがですか、御意見。今日これ完全に決めようとは思っていないので。大体御意見、皆さんからいただいたので、これをちょっと加味する形で再度御提示をして、次で決めたいかなと思っていますが。

戸部委員。

戸部源房委員 今回シンポジウムも分科会も、市民の意見を聞くということがやはり重要視されなければいけない。私どもは二元代表制で市民の代表として議会基本条例を今後議会の活性化のためにつくっているということですので、先ほど高橋さんが言われたように、一番最後です。もうちょっと大きくして、それでわかるように、こっち括弧で囲ってあるけれども、こっち囲っていないので、ちょっと見えにくいので、そこら辺ちょっと工夫して検討していただければと。これ第1回目ですから、分科会の前に当然点検、検証されると思いますので、そこら辺ひとつ考慮していただければと。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 やはりシンポジウムですから、流山市議会がこういう形で議会改革をやっているのだからということを市民にアピールするのが、今回シンポジウムの第一の目的なので、それはいろんな御意見が出て参考になる意見をできるだけ集めようという気持ちはわかりますけれども、シンポジウムですから、初回やって、あとはやっぱり具体的なさっき戸部さん言ったように、地域別の懇談会で吸い上げるというの、もともとそういう手順だったと思うので、余りここ背伸びしなくてもいいのではないかと思います。

松野豊委員長 わかりました。これベースにしながら、今日皆さんにいただいた意見を、先ほどの繰り返しになりますが、加味をして、再度次回にちょっと御提示をさせていただきます。先ほど乾委員から御意見出していたの、例えば2番の項目で議会改革で進めたい項目とか、(3)番の議会基本条例の中で盛り込んでほしい項目というのは、一応その司会者、当日藤井委員に、副委員長になりますが、アンケートに御協力をお願いしますというアナウンスをするときに、場合によっては口頭で、例えば(2)番でしたら、議会改革で進めたい項目がもしございましたら、そちらも御自由に御記入くださいとか、基本条例に盛り込みたい項目がありましたら、御自由に御記入くださいという形で、司会者のほうでちょっと口頭でフォローしながらやっていくという方法論も、今決定することではなくて、そういうやり方もあるかなと思いますので、一度その辺も含めて、一たんこれ今日はアンケートの議論はこの程度にしまして、恐らくアンケート完成するのは、10月4日がシンポジウムですから、9月議会中にもう一度、恐らく特別委員会を開催しないといけないことが幾つかほかにもこの後の案件でもありますので、そのときに一たん御提示をしてという形をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか、今日のところはこの程度で。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 御協力、御意見ありがとうございました。もし草間研究員のほうからマニフェスト研究所で過去にいろいろシンポジウムであるとか、相当数されていらっしゃると思いますけれども、草間研究員の私見でも構いませんので、何かこのアンケートに関して御意見があれば、御参考までお願いします。

草間研究員 私ども、月に2回ペースで大体このようなシンポジウム等をさせていただいているのですけれども、大体皆さんお忙しい方ですとか、一般市民の方もそうなのですけれども、職員の方も、また議員の方も、大体一枚紙でないと、なかなか気が重くなってしまうかどうか、ちょっとわからないのですけれども、なかなか回答率が少ないということはございます。また、御自由に御意見書いていただくスペースをとることで、書いていただく欄を書いても、書いていただく方は書いていただきますし、またそんなに御関心がない方は余り書きませんので、スペースはとっておいて、あとはその御本人様にお任せするという形が一番よろしいのではないかなというふうに考えております。今回は条例案に対するパブリックコメント的なアンケートではございませんので、地区懇談会に向けて反省点的なものが洗い出されればいいのかというふうには、私は感じておりました。

以上でございます。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 草間先生に。頻繁にシンポジウムやっておられるときに、ファシリテーターという言葉にこだわって申しわけないのですが、これは一般的に使われている言葉ですか。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 そうです。これも主催者がどなたになるかによるのですけれども、ファシリテーター、コーディネーター等、今どなたがその言い出しっぺになるかで使い分けられているという現状がございまして、当方ではそのコーディネートとかというのが多いですか。ファシリテーターというのは、どっちかという、その系品質的なものの研修会だと、そういうふうな専門用語は使ってきますけれども、どちらとも同じような役割をされているという認識でございます。

松野豊委員長 それでは、アンケートこの程度にしたいと思いますが、あと一番最後にファクスを入れています、アンケート。要はその場で書き込めなかったり、時間がなかったりした方に後からファクスでも受け付けますよということで、ちょっとここは一文、もうちょっとわかりやすく入れるかもしれませんが、ファクスでも後から受け付け可能ですよという形にしたいと思います。また新しい案は次回お示しをしたいというふうに思います。では、シンポジウム、アンケートについては以上でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、(2)番、キャッチフレーズの発表方法についてということですが、現在

のところ、一般からの応募は、ここに記してございます1件と、あともう一件ございました。けさほど受け付けがあったようなので、事務局のほうからちょっと発表といいますか、できます、今。

では、竹内主査。

竹内議会事務局主査 それでは、もう一件、けさほど受け付けをいたしました分として、よろしいでしょうか。「今、流山市議会が目覚め動き出す」というキャッチフレーズで御応募をいただきました。

松野豊委員長 ということだそうです。何か今まで寝ていたみたいな感じ、寝ていないのですけれども、別に。起きていますのですけれども。でも、本当ありがたい公募をいただきましたので、2件今でございます。ちょっと皆さんに案として御提案したいというか協議、ここで決定とか、そういうことではなくて、一応事前に正副委員長と事務局でこのキャッチコピーを、シンポジウムで発表するということはもう決定、皆さんの協議の中で決定されているのですが、キャッチコピーをどういふふうに審査していくかとか、審査方法等について、あと今後の段取りについてちょっと御協議をいただきたいのですが、何も案がないまま御協議いただいてもどうかなと思いましたが、あくまでも案ですけれども、A案、B案でちょっと2案考えてみました。ここにとらわれなくても結構ですし、一度ちょっとこれ御説明させていただいて、皆さんの御意見、これC案があってもいいですし、D案があってもいいと思うのですが、御意見いただければと思いますが。

まずA案は、今既にもう御提出いただいている各委員のキャッチコピー案と、それから公募の今現時点では公募が2件、公募によるキャッチコピー案は2案です。締め切りは一応9月5日、議会だよりでキャッチコピー募集して、締め切りを9月5日にしていますので、この各委員のキャッチコピー案と公募によるキャッチコピー案をあわせたものを9月5日以降に特別委員会を開催して、この日程は後ほど決めさせていただきますが、9月以降に特別委員会を一度開催をして、その特別委員会場でA案は、その全部並べたところで、委員の方々にそれぞれ御自身が出したもの、ほかの方のものを含めて、並列で3つチョイス、自分が気に入った、いいなと思うものを並列で3つ選んでいただくと。その3つ選んでもらった中から投票、集計をして、ちょっと1個工程が、済みません、この図の工程が抜けていましたが、3つ選んでここで集計をします。集計をして、ベスト1、2、3、票が多かった順に3つぐらいまで絞っておいて、10月4日のシンポジウムのときに一番最初に今協議したアンケートとは別の、要するにキャッチコピーを選ぶためのアンケート用紙というのを別に配布をして、冒頭に配布をして、冒頭藤井副委員長、司会者ですので、司会者の藤井副委員長から休憩時間に回収をするので、3つそのキャッチコピーの案から1つ丸をつけてくださいという形で休憩時間に回収をする。回収をして、それを集計して一番票が多かったものをシンポジウムの最後に発表というのがA案です。

B案は、工程はほとんど一緒に、要するに私たち特別委員が並列に3つ選ぶのではなくて、ベスト1、2、3で選ぶ。要するにその投票用紙を3枚ずつ皆さんにお配りして、1番、2番、3番と

投票用紙に書いておいて、要するにベスト3はこれというのを皆さんに書いてもらって、ベスト2はこれというのを選んで1個ずつキャッチ案を選んでもらって、1位のは例えば3ポイント、2位のは2ポイント、3位のは1ポイントで集計をして、やっぱり3つに絞って、上位3つの案を同じようにシンポジウムでアンケートでお示しをして、会場の皆さんにどれか1つに丸つけてくださいという形で休憩時間に投票、集計をして、シンポジウムの最後に発表というのを、一応正副委員長事務局案としては、ちょっととりあえずの案として、皆さんに御協議いただく土台に上げる案として考えさせていただきました。御質問、御意見等があれば。

田中人実委員。

田中人実委員 まず、質問なのですけれども、今2つ目に示された市民公募のキャッチフレーズで、これいいと思うのですけれども、例えば「今、流山市議会が目覚め動き出す」というところの文言を「目覚め」を取って「今、流山市議会が動き出す」と、そのほうがごろが短くなっていいのか、そういう修正ができるのかということと。それから、これは自分の意見なのですけれども、シンポジウム参加者に投票してもらうわけですから、そこで順位が決まるわけです。やっぱりその前段で我々議員がベスト3を選ぶというのはどうなのかなと。並列で選んでおいて、あとは市民の意見を重視するなら、そこで投票でやってしまったほうが、A案のほうがすっきりするのではないかなという気がいたします。

松野豊委員長 では、まず1点目。その修正、これはちょっと皆さんにも御意見いただきたいのですけれども、市民からいただいた公募案を修正してしまうこと自体というのが、それはあとはテクニックかもしれませんが、議員というか、委員案として、新たにその今流山市議会が動き出すというのを議員案として上げておいてというやり方はありかなという気はします。

藤井委員。

藤井俊行委員 やはり出していただいた市民の方を尊重したいと思いますので、本人と連絡がとれるようであれば、本人に了解をして、委員の中でこういう意見があったのですが、こういうふうに修正することは可能ですかというのを本人に確認をとって、本人が了承してもらおうという方法が一番いいかなと思うのですけれども。

松野豊委員長 ちょっと事務、連絡つきますか。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 連絡がつく、つかないという前に、今回委員の皆様はキャッチフレーズを出していただいて、市民の方からも公募がございました。そのキャッチフレーズが例えば1、2、3あって、この3つを重ね合わせて、ぴったりのキャッチフレーズができたという方法も一つかと考えます。ご質問の応募者への御連絡につきましては、電話番号がございませんので、難しいところです。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 キャッチコピーというのは、流山の市議会基本条例、これにぴったりのあれです。ですから、いろいろ変化があつていいと思うのだ。それで市民から出てきた。また、こういう付議はしたほうがいいのか。そうしたら、今度は田中さん提案で出してもらつていいのではないかと。私はそういう形で変化していったほうがいいのではないかなど。これが絶対だということはないわけですから、これがベストだということはないわけですから。だから、常に進行の中で変化をしていく。ただ一定程度、決定しなくてはいけないのですけれども。そういう意味で、余り難しいことを考えないで、同意をとるどうのこうのではなくて、これは新たにまたいろいろ協議した結果、私がこういうことが浮かびましたという形でそれも加えていいのではないかなど。

それで、ちょっとお聞きしたいのだけれども、これは議員のほうで幾つになって、今市民から出てきたのが今2つです。これで全体的に幾つぐらいになるのですか。

松野豊委員長 今議員というか、委員さんです。我々委員から出ているものは、まだ30弱ぐらいです。公募が2点ですから、今のところ2点ですから、30前後です。いいですか、とりあえず。

戸部委員。

戸部源房委員 できたら、先ほど田中さん言われたように、余り50とか、60だったら、いろいろ問題あるのだけれども、30前後だったら、私も並列でシンポの参加者にある程度決めてもらって、それをもとに裏で……違うって。それでいいのではないかなどと思うのだけれども。

松野豊委員長 いや、ちょっと整理させてください。今戸部委員の意見は、では今御提示したA案、B案とはまた違ってC案で、シンポのその参加者に30全部示して、その中から1個選んでくださいという投票アンケートをやってもいいのではないかという理解でいいですか。

では、田中人実委員。

田中人実委員 だから、そこにシンポジウム参加者にどの案がいいですかと示す前のことはいいと思うのだ。要はその投票してもらってしまうわけでしょう。そのときにその投票結果が絶対なのか、それともそれは参考意見にさせてもらいますと言って委員会が引き取って、それまた協議して決めるという、どっちに重きを置くのか。

松野豊委員長 議会は合議制ということでいくと、今までの議論の中では、シンポジウムの日にキャッチコピー案を発表するというのは、もう皆さんの中で確定しているので、後で持ち帰るというのは、多分この流れでいくとなかなかという感じなので、あとは3つだけ示して選んでもらう。だから、事前に特別委員会でその3つの絞り込みは投票なり、あとちょっと今後の段取りをどうすればいいかなど思つてはいたのですけれども。例えばその投票後に、それは委員の中で並列に3つずつ選んで、投票してみて、1回ばつと順位出してみても、その中で表現の議論は若干してもいいのかなという気はしています。

田中人実委員。

田中人実委員 そうなると、そのシンポジウムで投票してもらう前段に、いろんなこの公募の人たち

の意見も加味しながらすり合わせて、全部羅列しても、これは困るので、委員会としても3つないし5つぐらいの案の中で提示して、それで投票結果はそれを重視するというふうにしないと、また終わってからどうだこうだやる前になってしまうので、最初にその作業は整理しておいたほうがいいと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 私もどちらかで整理しなくてはいけない。それで、実際問題はシンポジウムで発表です、最終的な。ですから、その前に三十幾つ、その中でやはりここでやっぱり検討する必要がある、絞り込み。それで、これの方法が3つというよりか、多少増やしたほうがいいと思う、私は。5つないしはラッキー7とか。

松野豊委員長 5個ぐらいまでが適当かなと思いますけれども。

戸部源房委員 5個ぐらいは。

松野豊委員長 余り増え過ぎると、今度会場の人たちも迷ってしまうと思うので。

戸部源房委員 そういうところで結果が出た時点で、一応全員参加しているわけですから、そのところでこういう形になりましたということを一応確認として発表というふうな形でいいのではないですか。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 まず、さっき田中さんがちょっと言われた「流山市議会が目覚め動き出す」の「目覚め」を取って「動き出す」だけのものを田中さんの案として出すというのは、それが当選してしまうと、これ出した人、盗作で訴えます、これ。おれのやつをやったではないかということなので。2つ並べて選ばれてどっちになってもあなたのものであるというのならいいけれども。それが1つ感じました。

もう一つは、当日アンケートというか、みんなの意見を聞いて決めると、このセレモニーという、このイベントで盛り上げるという効果をねらうという点では、非常におもしろいやり方だと思います。キャッチフレーズそのものを本当にいいのを選ぶというのだったら、そんな方法ではだめでしょう。やっぱり素人ですから、我々も素人だし、来る人も素人です。例えば電通とか、博報堂が企業のキャッチフレーズをやるのに、国民にアンケートなんて絶対しません。やっぱりプロが決めるわけです。だから、我々もみんな出していますけれども、素人ですから、もうむしろ全然関係ない、草間研究員がいいかどうかはともかく、その第三者に選んでもらったほうが本当はいいのが選ばれると思います。ただ、さっき言われたように、当日のその盛り上げるイベント、そっちのほうが重視するのだということであれば、5つぐらいに絞って、そこから選んでもらうということではないと、30の中から選べば、みんな回答がばらばらと出て、もうどれがいいか結局わからないようになるので、その辺でちょっと決めていただければと思います。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 非常にこのアンケートを絞り込んでいくというのは、大変でもあり、キャッチフレーズの決めていくというのは、絞り込みが大変だと思うのです。それで、よし悪しは別としても、やっぱり委員は委員でそれなりにこれがいいやという思いを込めて提出しています。この2案、市民からのものそれなりに考えてくださって出していると思うの。今30前後あるということです。この中で絞り込むといたら、正直に言って、やっぱり私が考えてきたのを自分で選ぶということはしたいと思うのです。だから、そうではなくて、もし協力ができるのならば、30なら30を全部並列に書いて、だれが書いたのは全くなしにして、職員の協力、課長以上とか、あるいは全職員でもいいけれども、ちょっと回して、そこでひとつ絞り込めば、第三者はわからないと思うのです。そういうような形を表まで持っていけないから、職員あるいは課長以上でも補佐以上でもいいけれども、部長さんでもいいけれども、そういう中で私たちが出したというのは知らないわけですから、知らないはずだと思いますので、そういう中で絞り込んで、一応素人なりの文章でもそういうふうにしてもらう方法とか、さっき酒井委員がおっしゃっていたように、あるいは草間先生と北川先生に30やってだれが出したか、今現在わからないとすれば、そういう時点でキャッチフレーズとしてはこれがふさわしいのではないかという絞り込みをしてもらうとか。やっぱりこの委員から離れたほうが私はいいと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 高橋さんの意見に大賛成です。羅列していっぱい出るでしょう。よく言えば、北川先生に5つ選んでもらうと。それを今度市民の投票でその中から決めると。そのほうがいいのではないかと思います。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤實委員 皆さんそれぞれいい意見が出ていますのですけれども。このアンケートくらい、いいかげんなものではなくて、例えばつくばエクスプレスの駅名のときだって、あれだけめちゃくちゃになって、最終的にはすごい長々とした名前になったのです。だから、そういうことが起きてはいけないと思うのです。だから、応募したフレーズは途中変えるということは、応募した人に対するやっぱり失礼なことだから、変えないで済むようなすてきなものを選び出すというのが基本だと思うのです。選び方は、もちろんそれは方法いっぱいありますけれども、3つとか、5つとかは最終的に。どれが選ばれても、特別委員会としてはいいよというふうなものを提示したいと私は思います。だから、選び方は選んでいってもいいし、先ほど高橋委員または田中委員が言った方法でも構わないと思います。かえって役所の職員、遠慮するから、別の人の方がいいと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 どうも考えがあっち行ったり、こっち行ったりしてしまいますけれども。やっぱり市民から出た2つというのは、残しておかないとやっぱり失礼だと。それで、それプラス、我々特別委員会の中の意見の集約は、ではさっき戸部さんから出ましたように、うちの委員会から5つ選ん

でベスト3で7項目ぐらいで選ぶと。

松野豊委員長 ベスト3というのは、委員がベスト3で投票してポイント制ということですか。

田中人実委員 いえいえ、そうではなくて、北川先生なりにもう選んでもらって、委員会提案のやつは。それで、市民から2つ今来ています。これは外すわけにはいかないでしょうと。だから、委員会から絞り込んだやつプラス2件は一緒に付して、それでアンケートで決めてもらうと。

松野豊委員長 つまり議会案が5案ぐらいで、市民の公募の案が、またこれから増えるかもしれませんが、公選の案はもうとにかく投票とかせずに、それも並列で選べて、その中から当日の参加者投票アンケートで票が多かったものを選ぶ。

田中人実委員 はい。

松野豊委員長 わかりました。ほかいかがですか。

藤井副委員長。

藤井俊行委員 酒井委員が言っていたように、多分市民の方も素人感覚で選ぶ場合もあります。僕も今ふと思ったのですが、起き上がる、流山市議会が動き出すというのを議員はもう前から動いているよと思っているかもしれないのですが、多くの市民はそう思っていないかもしれない。だから、こういうのが出てきたので。議員……

〔何事か呼ぶ者あり〕

藤井俊行委員 だから、それが選ばれる可能性、市民から見ると、議員の思いと全然違うものが選ばれる可能性のほうが非常に高いのかなと思います。その辺、考えた場合には、北川先生なり、何らかのプロフェッショナルの方に選んでいただくのも一つの方法かなと。それと、あと投票が終わった後に、また議論をするような提案もありましたが、多分パネルディスカッションをやっている時間帯で選定しなければいけないので、そこで委員が集まってすり合わせ等につきましても、時間的には無理かなと思いますので。もう投票が終わった後はすぐ決定というような運びでないと難しいのかなと思います。

松野豊委員長 ちょっと整理します。何でさっきの議論の中では、もう後で持ち帰ってということはないということになっているので。ですから、いわゆるその5個に絞る方法論は、ちょっと今いろいろ議論が、あえて拡散していただいていますけれども、いろんな御意見出ているところですけども、大体段取りについては、今の皆さんの整理で、もし私は違うよという方がいたら、後で発言していただければいいのですが、今ある、要するにその委員が出している案、プラスアルファしてもいいと思いますけれども、一回もう皆さん出していただいていますけれども、こうやっていろいろ議論していく中でいろんな新しいキーワードが浮かんできたりとか、そういうこともあると思うので、また新たなものも、それは9月5日以降の特別委員会までに受け付けさせていただくのはいいかなと思っていますが。とにかく我々委員が出した案の中から絞り方の方法論はちょっと別として5個、3つから5個ぐらいの間に絞り込むと。その3つから5個に絞った段階では、皆さんとそ



これは次回以降議論しながらのイメージですけれども、どれが選ばれても、我々としては、この5個だったら、あるいはこの3つだったらいいよというものを絞り出すと。もう一つは、その市民の公募については、その絞り込みの議論には入れずに、絞り込まずに、市民の方々からいただいたキャッチコピー案については全部示すと。だから、仮に例えば委員の中のキャッチ案が5案に絞れたとしたら、今市民公募の案は2件ですから、先ほど田中人実委員もおっしゃられたように、7つの案を当日の会場の参加者の方にお示しをして、参加者に投票アンケートという形をとるといふところまでは、皆さんよろしいですか。あとはその5つ、我々の委員のキャッチ案をどういうふうに絞り込むか。全職員にアンケートするとか、あるいは北川先生にお伺いを立てるとか、あるいはインターネットでアンケートという、その辺は手法はいろいろたくさんあると思いますけれども。

ちょっと私個人的には、これも議論なので、協議なので、皆さんでいただければと思いますけれども。そもそもキャッチコピー、まず1つはキャッチコピーを考えようという案が委員の皆さんから出たときの何でキャッチコピーを考えるのか、何でというそのキャッチコピーをつくる目的というのは、市民の人により多くそのキャッチコピーでうたっていて、議会基本条例策定しているよと、議員も一生懸命頑張っているよということを周知するためにキャッチコピーが一言でわかりやすいので、これをつくりましょうというスタートだったと思うのです。それで言うと、これは私の私見ですけれども、5つに絞るのは、やっぱり我々が絞るべきではないかなと思うのです。その北川先生に意見を聞くというのは、ちょっと他力本願かなという気もしなくもないのですけれども、ちょっとその北川先生というのは、草間研究員、いかがでしょうか。

草間研究員 専門的知見の立場からの御発言になると、そういった形で私どもの研究所が絡んだ以上、やはりこれはシンポジウムのキャッチフレーズだったらよろしいのですけれども、これ議会基本条例のキャッチフレーズでございまして、しかも皆さん素案では、第1章の総則にこのキャッチフレーズが条例に反映されるかもしれないという非常に重要なキャッチフレーズでございまして、これを一大学機関である者が決定するというのは、流山市民の方々に対してちょっと失礼ではないかなというふうに考えております。やはり市民代表の方々に、市民の代表である方々に決定していただくことが、要するに議会の皆様だと思うのですけれども、それかやっぱり市民の皆様決定していただかないと、これはやはり公募責任というのもございまして、北川のほうもちょっと難しいのではないかなというふうな考えを今時点で持っております。

松野豊委員長 ありがとうございます。今の草間研究員の意見で、私もすっかり忘れていたのですけれども、この9人の中だけで決めようと思っていましたが、議会は28名いますので、その委員外の方の御意見をどういうふうに吸い上げるかとかということも含めて、もうちょっと議論というか、意見交換したいのですが、いかがでしょうか。

では、戸部委員。

戸部源房委員 議会改革の議会基本条例ということを少し逸脱しましてあれなのですが、これのキャ

ッチフレーズですので、やはり議員間でやっぱり議論を深めてその中で決定していくと。これ最終的には市民のアンケートで決定してもいいのですが、その討議はやっていくべきだなと、そういうふうに思います。そこで実際問題、議会基本条例というのは9名だけでやっているわけではないのです。28名なのです。ですから、この件については、ほかの議員にも聞いて、ある程度絞り込んで、それで提示というような方法がいいのではないかなと。

松野豊委員長 では、田中人実委員。

田中人実委員 前言撤回いたしました。それで、その3つでも5つでもいいのですけれども、選ぶときに、例えばうちの会派からも何本か出しています。自分のその会派から出したものを1つと、それからほかの会派の、要するにほかからもいいものがあれば入ると。それをベスト3としてしまうとまたいろいろ問題があるので、他会派からのものも選ぶと、そういうふうになればいいのではないかなと思いますけれども。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 ちょっと私も余り議論に乗り切れなかったのですけれども。余りにも無責任な議論をしているなど思ったので。北川先生に願いますというのは、本当に趣旨が違うというのは、はっきりしているのです。キャッチフレーズも一たん出されているのだけれども、どれがふさわしいかというのは、この間の議論の中でいろいろその到達があるので、どこの会派がということではなくて、今出されているものについて、これまでの議論を踏まえてどうなのかという視点で、委員会と、それから前回、28名の議員の中でどういう形で選んでいくかは別としてやっていくということを基本にしないと、何か単なるごろ合わせではなくて、ある意味では魂をそこに入れるということなので、草間研究員が言ったことは、もうもっともなことだというふうに思います。

松野豊委員長 高橋さん、よろしいですか。何か御意見。

高橋ミツ子委員 知見者の意見でまとめるということは、間違っていたということで、これは訂正しなければならないと考えを変えていきます。やっぱり委員会28名とか、会派で1つ選んでという案が出ていますけれども、どちらにしても議会が決めていくというのは、これはもう当然だと思うのです。議会基本条例で自分たちが何をしていくかのキャッチフレーズなのだから、その中で市民からの募集も取り入れていこうというのだけれども。さて、決めていく段階では、本当にだれでも自分が一生懸命考えてきたのがいいということになるし、難しいので、これ28人の議員がどういうふうにするのかという問題もあるし、参考的に……わからないけれども、職員の協力も得て絞り込んでいくのがいいのかなんていう気も。職員は議会に対しては興味、関心高いわけだから、どうしてほしいというねらいもあるわけで、そこら辺もちょっと視野に入れておいたほうがいいのかという気がするのです。やっぱり私も五、六個だけは出したのだけれども、すごい研究して出したつもりで、惜しいところはありますので、自分のを提出しているという人は、やっぱりそれなりにいいと思っているわけです。その中でも、出した中でもこれがいいというものもあるわけだから、その辺

の選択の仕方、選び方、難しいと思います。ごめんなさい。

松野豊委員長 ただ、ちょっとここである程度段取りしておかないと、次のスケジュールというか、時間も要するに、そのシンポジウムまでに決めておかないといけないので、もうちょっと済みません。時間、今後のこともあるので、もうそろそろこれはいいのではないかという委員の方から御意見も出ましたが、もうちょっと詰めたいのです。

では、高橋委員。

高橋ミツ子委員 私今申し上げたのは、ただ皆さんそれぞれの思いがあるということでおっしゃっただけで、決め方はこれからどういう方法でも、28名の議員の投票でも何でもいいと思うのですけれども。何せ当日のシンポで市民から選んでもらうときに、数が多いということは、これは選ぶのに非常に大変だと思います。読むだけでも大変だし、中身を理解するのも大変だと思いますので。やっぱり5本なら5本、こちらが選んでおいて、市民参加分をプラスすると。最高でも5個ぐらいにしておかないと、これからも受け付けるというのであれば、来るかもしれませんので、今の現状では5プラス2というのが今現状ですけれども、そういうふうに絞っておいたほうがいいと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 だから、この基本条例の魂を入れるという魂は委員が決めるというのは、それは当然です。ただ、市民からも公募するわけでしょう。その例えばさっき言ったように「今、流山市議会が目覚め動き出す」と、これは市民の意見なのです。目覚めていない、いろんとり方はあります。今日覚めてくれと、それで動き出してくれというのが市民の願いであれば、議員がいやそんなことはない、今でもやっているのだと言ったって、投票でそれが決まれば、その委員の議会の思いとはまた違うわけですから、それをあえて甘んじてやるわけでしょう、この投票を。投票をやるのであるというのであれば、委員が責任を持って決めるというのは、それはもちろんそうなのだけれども、では逆に市民からそういう意見があれば、それも入れざるを得ないでしょう。そういう意味で、ではどこが公平なのか、中立なのかと、その判断がどうするかということが非常に問題だと思うのです。

松野豊委員長 段取りというか、皆さんちょっとイメージをしてほしいのですけれども、イメージを、特別委員会でそのキャッチコピー絞り込むというときの次回以降のちょっと段取りのイメージを御一緒にさせていただくと大変ありがたいのですけれども、ちょっと画面で。ちょっと一回B案は消します。今要するにそのベスト3、我々でベスト3はつけないというところまでは整理できたので。要はちょっとこれ図が済みません、不完全で大変見づらくて恐縮なのですけれども、各委員のキャッチコピーが既に今30ぐらいあるわけです。それから、公募によるキャッチコピーが現時点では2案あるわけです。この公募が9月5日に締め切りですから、9月5日まではとにかくちょっと待たないといけない。反応を待たないといけない。9月5日以降に開催するその特別委員会の中で、まず1つは特別委員がそれぞれ一人一人投票用紙をお配りして並列に、要するにベスト1、2、3

とか甲乙はつけずに3つ選んでいただく。それは御自身の、先ほどから申し上げているように、御自身の案を選んでいただいてもいいですし、そこに余りとらわれ過ぎずに、高橋委員も御心配されていたようにすけれども、自分の案とかということに余りとらわれ過ぎずに、人の案でもいいものがあれば、そちらに投票していただければ結構ですし、それはとにかく3枚配り、3つ、3枚投票用紙を配りますので、それに1案ずつ入れていただいて、それを一回とにかく集計してみると。集計してみて、その投票数の多かった順に並びかえて、画面上で当日やりたいと思いますけれども、並べてみると。その中で、例えばここちょっと表現こういうふうにしてもいいかもねということもちょっと意見交換しながら、そこもちょっと難しいところなのですけれども。というのは、例えば具体的に言うと、では例えば「開かれた議会」というのにある委員さんが投票したと。その投票結果、ざっと並べたときに、ほかのAという委員さんが「開かれた議会」というものに投票したと、Bという委員さんが、いや、例えば「誉れある開かれた議会」、誉れあるがくつついたら、私はそっちでもいいと。調整していくと、今度はA委員というか、「開かれた議会」に投票したAという委員は、もしかしたら、いやいや、私は「開かれた議会」に投票したのであって、その「誉れある開かれた議会」だったら、それはちょっと私は違うよとかということになると、また收拾がつかなくなるようなこともちょっと考えられるのですけれども、それは一回ちょっとトライしてみて、段取りとしては、とにかく1人3つずつ選んでいただいて集計をします。集計をして票数の多いものからキャッチコピー案を並べてみて、最終的に3つから5つぐらいにその並べたものの中で、要するに基本条例の目的の中に入れても、これはそごうねという観点も含めながら、皆さんと自由に討議しながら3つから5つに最終的に選び出すと。

今議論の中では、その後にこの9名の委員で絞り出したものをほかの、9名だから19名の議員さんたちにアンケートという手法でとるかどうかですけれども、3つから5つ、この9人の委員会に絞ったものを、今度は全議員に一回アンケートをしてみると。それをまたどういうふうに集約するかというのが、ちょっと今具体的にイメージがわからないので、ほかの委員さんでアイデアがあればいただきたいのですけれども。とにかくそれで議会案としては3つから5つに絞り込んで、10月4日のシンポジウムで、それは議会案として提示するか、そのごっちゃませ、その市民の公募とまぜて、例えば議会案が5個で、市民公募は現状2個ですから、2個と合わせて7個、並列に並べておいて好きなものを1個選んでくださいなり、そのシンポジウムの冒頭に参加者に投票アンケートを行うという感じのイメージなのですが。ちょっとイメージ固まらないままお話ししていますけれども。

田中人実委員。

田中人実委員 私もさっきからいろんな意見言いながら、自分が言っていることが中学生の生徒会の運営みたいな意見、要するに基本なのです。このいろんな意見をまとめ上げるには、いろんな思いがあって、高橋さんもそうでしょうし、その一つしかキャッチフレーズ案を出さなかった人、10出

した人、いろいろいるわけです。それを全部自分の思いで採用されたいと思うから出しているわけです。それを例えばさっき言ったように、自分の意見と他会派からと言ったのは、それをやらないと恐らく会派の構成があるでしょう。これは現実です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

田中人実委員 いやいや、現実なのです、それが。それがそうなのです、実際は。そうなってしまうと、会派構成で多いところの意見のほうが数が多くなるに決まっているのではないですか、そんなの。

〔何事か呼ぶ者あり〕

田中人実委員 いや、現実そうだって。だから、私だって3つ選べといえば、自分の案を選びます、それは。10個ぐらい出していますから。だから、それはあとそういう方法をとって1つに固めていくのか、乾さんが言ったように、話し合いでこうずっと延々と時間をかけてやっていくのかと。もうシンポジウム迫っていますから、どっちをとるかです。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 私も出しているから、思いはあるので、3つとなったら、私の案、これがナンバーワンだと思います。そういうことがないように、やはり3つ選ぶのだとしたら、1つは自分の案、これはどうしてもいいと思うのですけれども、そのほかはやはり客観的に考えてあと2つというような形で基本を取り決めてやっぱりやったほうがいいのではないのですか。それで、議員に対しては、先ほど言いましたけれども、やはり三十幾つを議員が選んでくれというのは無理だから。だから、こちらで選んだのを再度選んでもらうと、そういう形で検討したらいかがでしょうか。

それから、市民のことについても、今の段階では2つしかありませんから、これはそのままということもあるのですけれども、それが増えた場合は、やはり検討しなければいけないと思うのです。ですから、そういうことも含めて決定してほしいのです。議会基本条例で今までやってきましたから、今までの内容に合ったキャッチフレーズというのが理想的なのですけれども、これは市民も踏まえてこれからやっていくので、多少これはしようがない。これが流山の第一歩となればいいのではないかなと思うのですが。

松野豊委員長 ちょっと待って。先、田中さん、ずっと挙げたがっていた。

田中美恵子委員。

田中美恵子委員 私は、委員が28名おります。それで、その中でこの中の委員9名はどかして、それでほかの委員のところは各会派の会派別とかいうのではなくて、ごちゃまぜにしてしまうのです。

どこの会派がどういうキャッチフレーズか多分わからない人だっていると思うのです。そして、市民も全部まぜてしまって、その中で選んだほうがいいのではないかと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私、さっき議論を踏まえてと言っていたのは、これから議論するというのではなくて、これまでいろいろ議論してきたので、そういう観点から自分のを離れて客観的に見れるのでは

ないかということだったので、これからぐじぐじ話し合いで決めようということではないのです。それは選ぶ方法は、投票で選ぶとか、いろいろあると思いますけれども。市民の公募のものをシンポジウムまでどうしても残しておくということと言うならば、目的の総則のところはそのキャッチフレーズを入れるというのをやめればいいのです、ある意味で言えば。それで、そうでないと、目的のところにはまらないようなやつが決まることもあり得るので、ちょっとそこは別に考えれば、市民の公募によるものも生かすという立場ならそれでいいと思います。あとは投票、どっかの段階で28名の議員で投票などで決めると。その中で会派の大きさ、小ささというのも、もしかかわるようだったら、特別委員の場合には1つ以外はほかのものを選ぶとか、そういうのを決めればいいと思います。

松野豊委員長 多分、恐らくそのキャッチコピー案については、現時点での整理は、その総則の目的のところキャッチコピー案を入れることになってはいますが、最終キャッチコピーが決定してから、皆さんで協議してはありますが、特別委員の中で協議して、それが前後にそぐう内容であれば入れればいいですし、ちょっと難しいようだったら外すという、キャッチコピー案ではなく、そこにはこだわらないということぐらいの整理に現時点ではしておいてもいいかなという気がします。あとは休憩する。

では、暫時休憩をします。再開は11時半でよろしいですか。概ね11時半としたいと思います。

それでは、休憩してください。

休憩 午前11時18分

---

再開 午前11時33分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今日の進行ですが、次第を再度ちょっとまた議論、キャッチコピーをもうちょっと議論しようと思っておりますが、次第で(3)、(4)、(5)が残ってしまっていて、前文で盛り込みたいキーワードについては90分ぐらいかなと思っておりますし、当初正副委員長の中では、あくまでも予定ですが、午後1時から2時半ぐらいまで前文に盛り込みたいキーワードで皆さんと議論して、2時半から30分ぐらい休憩をとって、3時から4時半まで骨子案について90分間議論をして、最後、今後のスケジュールの確認をして5時までには終わるというような段取りでイメージで考えておりますので、あと10分か15分かぐらい、もう少しキャッチフレーズ、先ほどの議論の続きでキャッチフレーズをどのように絞り込んでいくかということについて皆さんに御自由に御討議というか、議論いただきながら進めていきたいなというふうに思います。

後ほどちょっと皆さんにお配りしますが、委員の皆さんに出していただいたキャッチフレーズ案、一覧にしたものが私の手元にありますので、今コピーしてありますので、後ほどお配りしますが、先ほど済みません、30程度だというお話を委員の方からのを集計すると、事務局に聞いたところ30程

度だというようなお答えをいただいていたのですが、改めて一覧出してみたら、済みません、56個ありました。56個ありますので、一応後ほどコピーでき次第、皆さんにも御参考までに配付をさせていただきたいと思います。それでは、ちょっと先ほどの議論の少し続きをさせていただきたいのですが。

戸部委員。

戸部源房委員 10分間の休憩を得まして、頭を冷やして、再度議会基本条例、我々が製作しているのはどうということなのかということで考えまして、キャッチフレーズの件も少し考えてみました。今まで、先ほど30前後だと言われたのが56個出ています。それから、今市民のほうから2つ出ています。これは議員、市民にかかわらず、キャッチフレーズですので、議会基本条例に一番合ったキャッチフレーズをどういうふうにつくるかと、これが基本だと思いますので、私は先ほどは議員の中で5つぐらい、それから市民からは別個ということを書いていましたけれども、これは統一して検討する必要があるのではないかなと、そういうふうに思います。これは市民のほうも2つから何個になるかちょっとわかりませんが、それも含めて検討と。それで、できたら、そのほかの議員もおりますから、参加させなければいけませんから、それらの意見も聞くということにしまして、基本的には我々が決定すると、そういう形でいいのではないかなと。

それから、シンポジウムするとき、市民からのアンケートとか、そういうものに関しましても、そのときに議論をやったらいいのではないかなと。もしかしたら、市民投票ではなくて、我々が決定したものを発表するという形でいいのではないかなと、そういうふうに思います。

松野豊委員長 それは9月5日以降の特別委員会で議論すればいいのではないかということの整理です。あとはいかがですか。

田中人実委員。

田中人実委員 いろいろその選び出すやり方もまだ決まっていないので、何とも言えないのですけれども、今までのこのことだけについての話し合っている時間も加味すると、頭に入れて考えると、10月4日に本当にそのキャッチフレーズを無理に発表しなくてもいいのではないかと。やるのならベスト3ぐらいまでを選んで、そういうさっき投票ということまでできてしまっているんで、選んで、次の地域説明会あるでしょう、そのときまでに決めてもいいのではないかという気がしているのですけれども。でないと、やっぱり最終的に決めるのは、市民の案があったにしても、我々議会だというふうに思うので、そういうキャッチフレーズのもとに私たち議会はやっていくということで市民に説明をしていくのでしょから、それでいいのではないかと思うのです。それで、キャッチフレーズをその目的に入れるというやり方も、目的に入れるという場合もありますし、それからよく条例のサブタイトルで入れる場合もあるのです。その辺もあるので、そんなに急いで10月4日に本当にこれでいいというふうに決めなくてもいいのではないかというふうに思うのですけれども。

松野豊委員長 ちょっと議論が2つ、今戸部委員の投げかけた議論と、あと田中人実委員の投げかけ

ていただいた議論とちょっと2つあるので、1個整理させていただいて、1個ずつちょっと皆さんと、もし合意、皆さんでできればいいのですが、合意に向けてというか、議論をしたいのですが。まず先にその戸部委員からありました、先ほどまでの議論は、この図を見ていただくと、要するにその議会で絞った案と、市民の公募によるものと二本立てで、その当日の投票アンケートにはこれが市民からの公募です、これが議員からの案ですということは一々示さずに全部一緒くたに出すところの議論で進んでいたのですが、戸部委員から御提案のあったのは、市民の公募によるものはそのままにして絞り込まないのではなくて、9月以降の特別委員会のときに市民公募のものも、特別委員の出ていた案のものも全部一緒くたにして絞り込めばいいのではないかという問いかけというか、投げかけがあったわけですけれども、これについてはほかの委員の皆様の御意見いただければと思います。

乾委員。

乾紳一郎委員 私も戸部さんの意見には賛成です。当然市民の方から出てきているものというのは、願いはあると思いますけれども、いろんな議論を踏まえたものではないので、その願いがぴったり合えば選んでいければいいということで、やっぱりこの特別委員会で決めるというか、議会で決める、一緒にして決めるほうがいいと思います。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤實委員 先ほどいろいろ長々とやりましたが、何かこれ出てきましても、やっぱりこれ見たってどうしようかなと考える状態になると思うのですが。今の戸部委員のほうから出たように、一般と特別委員さんから出たものをひっくるめて10なり5つなりに絞り込んで、それを例えば議会の場合は議員の皆さんのアンケートをとればいいと思います。

それで、関連してしまっただけなのですが、先ほど田中委員がシンポジウムのときに決定しなくてもいいのではないかという話も出ていますので……

松野豊委員長 それはちょっと後で。

伊藤實委員 それは後にします。

松野豊委員長 はい、後で。1個ずつちょっと。

伊藤實委員 では、一緒にして選んだほうがいいのかと思います。

松野豊委員長 ほかいかがですか。市民案も一緒に絞り込むかどうかということについてです。

酒井委員。

酒井睦夫委員 改めて56、これ読んでみると、私の価値基準で言うと、5つぐらいはよさそうのあります。ですから、みんな5つぐらいあると思うのです。それを投票で5つぐらいに絞って当日投票させると、それでいいと思います。

松野豊委員長 一緒に絞り込むということでもいいということですね。

酒井睦夫委員 市民の分は、やっぱり自分で出した人、ずっと期待していますから、みんなの前でそ



れが投票で落ちれば納得するけれども、どっか委員会で落とされたとなると不満が残ると思うので、数はそんなにないから、我々がこの中から選んだ5つと、それから市民のやつはもう一次予選なしでもう全部合格とやって、その市民の分を幾つか一緒に投票で決めると。目の前でそれが結果が出るわけですから、どういう結果になっても納得されると思いますので。そうしないと納得しないのではないかと思うのです。

松野豊委員長 では、整理しますけれども、つまり酒井委員は絞り込まないで別々でやったほうがいいのではないかという、現時点ではそういう御意見だという整理でいいですね。

酒井睦夫委員 市民の分は、はい。

松野豊委員長 ほかはいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、ほかの委員は絞り込んでいいのではないかということの見解ということによろしいですか。酒井委員以外の方。ちょっと意見が分かれてはいるのですが、どうしようかな。多数決は余りとりたくないのです。では、議員案と市民案を絞り込まないという御意見が今酒井委員のほうから出ましたが、これに関して何か御意見、ほかの方ございませんでしょうか。

伊藤委員。

伊藤実委員 この間、広報、議会だよりに掲載した中で、条件等についてはどのように書いてあったのですか。整理の仕方について、議会だより。

松野豊委員長 議会だよりの写真の絞り込みの方法論ということですか。キャッチフレーズ募集した。

高橋ミツ子委員 当日。

松野豊委員長 でない、議会だよりのあれですね。そのままちょっと、本当はお配りしたほうがいいかもしれませんが、そのまま読み上げます。「議会基本条例キャッチフレーズを募集します。特別委員会では、議会基本条例のキャッチフレーズを検討中です。市民の皆様の視点からキャッチフレーズをお寄せください」、議会内意見（1）部ということで、この9名の皆さんから出ている案をちょっと1案ずつ代表的なものをこちらで無作為に選びまして、幾つかこの今ちょうどお手元にもお配りしている56案の中から幾つか抜き出して具体的な表現を出して、提出方法、下記方法により流山市議会事務局までお送りくださいと。郵送の場合ということで住所と、ファクスの場合ということでファクスの番号と、あとEメールで9月5日金曜日締め切り必着、発表は10月4日シンポジウムにてというふうに明記してございます。一応御参考までに、ちょっと一部しかないので、回覧します。

伊藤実委員 いいですか。そうすると、詳しい条件的な話は一切載っていないということですよ。

松野豊委員長 条件というのは、具体的に言うと。締め切りも条件になりますし。選考方法については載せていないです。

伊藤実委員 載っていないね。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 基本的には私、さっき戸部さんがおっしゃったのでいいのかなとは、私個人は思いますけれども、その際の市民応募の件について別個にして持つていくのかどうかという部分は、私も最初そういうふうにお話し申し上げてきましたけれども、やっぱり議会基本条例との関係で考えて、議会はだれのためにあるのかを、本当に今までの議論を踏まえ改めて考えた上で、今いただいたこの56案プラス2案を今現状では、ところが10月4日締め切り……9月か。

松野豊委員長 9月5日です。

高橋ミツ子委員 そうですね。

松野豊委員長 締め切りで、10月4日のシンポジウムに発表しますと書いてあります。

高橋ミツ子委員 そうですね。9月5日締め切りで、もう間もなくですけれども、そこまでで何通来るかは別ですが、含めてやったほうが、やっぱり目的がはっきりしてくる、そしてこの募集要項にはそれ選考方法とか特に書かれていないので、一緒に考えてしまったほうがよろしいのではないですか。そして、これまずは市民の視点からのキャッチフレーズをお寄せくださいということは、議会案と一緒に並列で考えていくというふうにとらえられる部分もあると思うから、その辺でいいのかなというふうに私は思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 市民のあれを別個にして選ぶということは、これ断定していません。ですから、私は議会基本条例というのは、議会の改革なのです。議会がどういうふうに市民に対して情報公開するか、あるいは争点、議論をどういうふうに公開して、市民の参加あるいは意見を聞いて、議案とか条例に決定を下すか、これが基本だと思いますので、私は市民の意見も交えて、これ議会としてどういうキャッチフレーズをとるか、これは我々の特別委員会の責任であろうと、そういう意味で私は先ほど言ったわけでございます。

それで、行政のほうもいろいろやっていますけれども、やはり市民の意見は一つの参考の意見ということで、決定要素の一つだということになってきています、今は。そういう立場で、議会も市民の代表としてきちっと争点、議論は説明するけれども、その意見は参考にするけれども、決定をやはり議会がすべきではないかなと。これはあらゆることについてそうだと思います。キャッチフレーズもそういうことだというふうに私は思います。

松野豊委員長 ほかいかがでしょうか。この絞り込むかどうかのこと。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 戸部さんの意見でいいと思うのですが、ここでまずは特別委員会のほうで絞り込んだものが幾つかということはあると思いますが、例えば5つ絞り込んだとします。そうしたら、他の残りの19名の委員外の議員の皆さんにそこで抽せんというか、また再度選んでもらって、議員全員で選ぶというか、決めていくというのが理想かなと思います。

松野豊委員長 ほかよろしいですか。大体御意見で。

戸部委員。

戸部源房委員 あとできたら、シンポジウムの際に議会からはこう、それから市民からはこういう意見が出ましたと。それであわせていいです。それで、こういう形をやってこういうふうに決定しましたということは発表はされたほうがいいと思うのです。これは市民の意見も十分参考にして、それもちょうと候補に入れてやりましたよと、これは言うておく必要があると思います。

松野豊委員長 プロセスを司会者なりが広報しながらということですね。大体御意見いただいたのですが、酒井委員、いかがですか。よろしいですか。では、一緒に次回、9月5日以降の絞り方については、市民の方の公募も我々委員のものと一緒に並列にして、一緒くたにして絞り込みをすると。現時点では並列に、委員1人3枚ずつ投票用紙を配って、その中で一たん投票してみて集計出してみ、その中でまたいろいろ議論を自由討議ですという流れでよろしいですか、この流れに関して。

次に、田中人実委員から御提案いただきました10月4日のシンポジウムで、要するに1個に絞り込んでこれがキャッチ案ですと発表しなくてもいいのではないかと。議会だよりにはシンポジウムで発表しますとは書いてありますけれども、それ以上は書いていないわけであって、田中人実委員の御提案としては、そのベスト1、2、3ぐらい、その休憩時間に集計したものをベスト1はこれでした、ベスト2はこれでした、3番目に票が多かったのはこれでしたと発表にとどめて、その後、10月25日と11月15日に開催される意見交換会なども経て、少し絞っていったらいいのではないかと御提案がございましたが、これについてはいかがでしょうか。ほかの委員さん御意見いただければと思いますが。

戸部委員。

戸部源房委員 私はこういうふうには思っているのですが、キャッチフレーズは我々の自由討議の中である程度決定していくと。しかし、まだ途中なわけですが、実際問題、議会基本条例の。ですから、最終的にはこれをかちっと入れて議会基本条例の中に入れるのか、あるいはサブタイトルにするのか、そういうことも含めて進行過程の中でいろいろ変わってくるかなと。そういう議論を経て、ころころ変わってもしようがありませんけれども、3つなら3つあるいは2つなら2つでもいいですが、その中でもっと変えていくというふうには私は考えたのですが。ただ、それをシンポジウムの中で3つ提示していいのか、あるいは1つなのか、2つなのか。こころ辺はいろいろ考え方があつた。それから、先行きそれを絶対視して固定化すると、これ限定されてしまうのです、ある程度。ですから、こころ辺もどういうふうにするのかなというふうには思うので、私は2つないし3つで掲げて、その過程の中で最終的にある程度議論を進んで、キャッチフレーズを入れるか、入れないか、最終的に、そういうことも考えられるのかなと思うのですが、こころ辺、私もまだ確かなことは確信はできませんので、皆さんの意見もお聞きしたいなど。

松野豊委員長 ほか、乾委員。

乾紳一郎委員 キャッチコピーを決めるという議論のその最初のころにキャッチコピーを決めて、それでシンポジウムにはタイトルでという話が出ていたではないですか。今のちょっと流れだとそういうふうにはいかないで、そうしたらではどうかといった場合に、要するに議案、それが決まったときというかな、基本条例が条例化されるときに、そういうときにコピーがはっきりしていればいいという状況なのかなというふうに思いますので、必ずしもその4日までに決めるということではなくてもいいのかもしれないなというふうには思います。

松野豊委員長 ほかいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 よろしいですか。では、ちょっと今日ここで結論づけるということではなくて、この件に関しては、その9月5日以降の特別委員会の中でも継続してちょっとこのことは少し議論していくということでよろしいですか、今日のところの整理としては。もう一つは、そのキャッチフレーズを総則の目的の中に入れるか、入れないか、あるいはそのサブタイトルに設定するかしないかも、今日の時点ではこれだという確定はせずに、この後、午後も前文と骨子の議論をしていくわけですけれども、そこでも議論しながら、9月5日以降のちょっと絞り込みをした段階で、今後の段取りも含めて、また皆さんと御議論いただいて、皆さんにもお知恵を拝借して、一番ベストと思われる方法を合議で協議しながら決めていければというふうに思います。それでは、そのキャッチコピーはよろしいでしょうか、キャッチコピーの件。

それから、その9月5日以降の、また後でも確認で申し上げますけれども、キャッチコピーは今56出ていますけれども、皆さんにお配りした。これ以外でもこういうのがあるとかいうのがあれば、締め切りは9月5日以降の日程が決まらなとちょっと締め切り設定できないので、それは後でやりますが。要するに今日から、今日のこの委員会が終わった時点から、その次の特別委員会のちょっと二、三日前ぐらいまでに、9月2日でいいですか。5日。では、9月5日にしましょうか。9月5日までにまた、要はこれ皆さんに提出していただいているのは4月当初だったと思うのです。これから議会基本条例をつくるぞというときにいただいている案なので、ずっとこの中身の濃い議論を特別委員会の中でしていますから、新たなキーワードが浮かんできたり、新たなキャッチコピーということも、もしかしたらあるかもしれませんので、これは決して強制ではないですが、御自由ということで9月5日までにもし新たなキャッチフレーズ案が委員の皆さんからあれば、議会事務局に市民公募の締め切りと同じ9月5日までに必着ということで御提出をしていただければというふうに思います。

では、以上でキャッチフレーズ案については終わりたいと思います。お昼になりましたので、ここで休憩をさせていただきます。

事務局、竹内主査。

竹内議会事務局主査 1点だけ、お配りしましたキャッチフレーズの44番「議会×市民」になっておりますが、「市民<sup>2</sup>」ですので訂正をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

松野豊委員長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 よろしいですか。

それでは、暫時休憩をいたします。再開は概ね1時といたします。二、三分前には御着席をいただければというふうに思ひます。お疲れさまでした。

休憩 午前11時58分

---

再開 午後 1時02分

松野豊委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開をいたしたいと思ひます。

(3)番、前文の盛り込みたいキーワードについてということございます。少し皆さんに御意見いただいて協議に入ります前に、まずちょっと前回の振り返りを少しさせていただきますことと、あとちょっと事前に昨日2時から4時過ぎまで2時間程度、正副委員長と今日のこの会議に当たって、どのように進めようかという話をさせていただいたのですが、そのプロセスを少し共有させていただいて、皆さん議論に入っていきたいと思ひますが。

画面上の前回のちょっと復習といひますか、まず条例そのものは、法制担当の吉原さんに伺ったわけですが、章、条、項、号で成り立っていると。第1章とか第2章、第1章、第1条、第1項、第1号という形をつくっていくと。それから、前文と条例の目的の総枠のボリュームは決まっています、この前文を厚くするか、前文を短くしておいて目的を厚くするかというところはある程度融通がきくと、我々で決めればよいという形です。前回の議論の中では、条例は端的に短くまとめておいて、前文を少し多目にとろうかというようなことで皆さんと合意をしていたように記憶しております。前文の中に入れるべきものとして、これも実は今日朝も9時から30分ほど事前の協議をしたのですが、前文に入るもの、大枠で言うと立法の趣旨と条例をつくる趣旨、立法の趣旨と、それから条例をつくることになった経緯あるいは背景と表現してもいいかもしれませんが、経緯、それから我々が条例に込める思い、それから決意というものが大体前文に入っていると。それから、当然前文は普遍性が要求される、あるいは一貫性が要求されるというふうに整理をさせていただきました。

総則の目的のところは、目的というのはこの条例、議会基本条例の目的が入ることです。画面の下にちょっと枠でばっと文章を入れさせていただきましたのは、そもそもこの議会基本条例特別委員会ができるときに、議案として議員立法で上げて特別委員会つくりましてということで本会議で提案をさせていただいたわけですが、そのときの提案理由の中にもございますし、議会基本条例のホームページの中にも冒頭にこの文章が記されているわけですが、この特別委員会の目的その

ものも御参考までにといたしますか、もう既に皆さん御案内といたしますか、御存じと思いますが、一応確認のため入れておきました。今日、地方分権の進展に一層拍車がかかる中、平成19年4月1日から「地方分権改革推進法」が施行され、「地方ができることは地方が担い、責任を持つ」など第2期地方分権改革によって、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲がより一層拡大された。その中、議会は、二元代表制の一翼である議決機関としてこれまで以上に、監視、調査機能の充実を含めた責任ある議会活動を求められている。流山市議会は、地方議会としてあるべき姿、理念を掲げる議会基本条例が必要と考え、本市議会にふさわしい条例制定に向けて調査検討を行うために特別委員会を設置するという形になっております。これはちょっと前回までの確認でございます。

実は昨日とけさ、いろいろ正副委員長、事務局交えて議論をさせていただいたのですが、どういうふうはこの前文をまとめていこうかと。前文の案文といたしますか、文書案、文案を最初はつくろうと思って考えていたのですが、余り正副委員長で先に示してしまうのはどうかなというのがありまして、今日はちょっとキーワードをどんどん皆さんにここに書いてある立法趣旨あるいは経緯、思い、決意、背景等々、あと普遍性であったり、一貫性であったりすることというところを少し押さえていただきながら、キーワードをどんどん出していただくことをしようかなと思います。ここにちょっと今日はお配りしていないのですが、正副委員長の打ち合わせでは冒頭にいろいろ新たにキーワードをちょっとぱっと上げてみたりとか、あとほかの自治体の議会の前文、全部改めてすべてに目を通しまして、その中でちょっと気になったフレーズをピックアップしてここにちょっと実は3枚に打ち込んであるのですが、これも皆さんに最初お配りしようかちょっと迷ったのですが、これを先にお配りしてしまうと、ちょっと懸念されるのは、いわゆる冒頭に以前はちょこっと話題にもなりましたけれども、ほかの市議会ではいわゆるほかの議会のものを全部コピーアンドペーストして切り張りで作ったという余りよくない事例も、そういうものがあるということもあったものですから、余りこのほかの市議会の前文を先に見てしまっただけで影響されるよりは、我々の今までの議論の積み上げの中でまずキーワードを皆さんからいただいて、いろいろ議論を重ねながら、その今日の議論を経て一たん皆さんからの意見をすべて吸い上げさせていただいて、そのキーワードをすべて使うことはちょっと不可能かもしれませんが、こういう前文の趣旨をとらえながら、法的なものも含めて次回の委員会で文書案、案文はお示しして、また協議するということの結論に至りました。

まずは今日は、今日お配りしている骨子、流山市議会基本条例（案）の骨子の中に前文に入れたキーワードということで、ちょっと幾つかこんな感じということで入れておりますけれども、もう既に入っているものでも構いません。これはやっぱりこういう理由から入れたほうがいいのではないかとか、あるいは新たにこういうキーワードも必要なのではないかとということをちょっと前段やらせていただいて、その後今日次第で言う（4）番のところの骨子案を中身に入っているいろいろ、前日も御意見いろいろいただいておりますが、御意見をいただいただけでしたので、少し議論を

協議をしていきたいと。その骨子案の協議の中でも、もしかすると新たなキーワード、これ前文に入れたほうがいいかもしれないというようなことも出てくるかもしれませんが、それはちょっと進行しながら、会議の進行のぐあいを見てコーディネートをさせていただければと思っておりますが、まずはこのキーワード、前文にこれは入れたほうがいいのではないかというキーワードの御意見、委員の皆様からちょうだいできればというふうに思います。それでは、よろしく申し上げます。

田中人実委員。

田中人実委員 互譲の精神、互いに譲る。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 よろしいですか。私は二元代表制というものをしっかりと入れておいたほうがいいと。

これは議会とそれから執行部との関係、これを明確に出す必要があると。これはともに市民から選ばれた代表者として、これは平等な形です。これが1つキーワードになるのではないかなと。

それから、議会と市長、議会の場合は合議制です。議論、論点を明らかにして、それで大勢の人たちで決定していくと。市長のほうは独認制です。市長が決定して、それで独自に出すと、ここら辺の議会は合議制プラス市長は独認制と。

〔何事か呼ぶ者あり〕

戸部源房委員 1人、1人。独認制、ここら辺を、ここは議会は合議制と書いてあります。これを明らかにする必要があるのではないかなと。だから、二元代表制から始まって議会は合議制、市長は独認制ですよ。それから、その次に議会は市長とどういう形で持つていくのかと。市民の意見を聞いて、市長とのどういう関係を持つていくのかと。これは、競い合いあるいは互譲の精神と言いましたけれども、協力し合いながら最終的には流山市の議案でも何でもそうですけれども、まちづくりのいろんな政策に対して決定をしていくという形になりますので、執行部との緊張関係と、それから議員の使命、ここら辺をちょっとつけ足して、やっぱりやっておかないといけないなど。これ最終的に決定まで持つていきませんといけませんから、その過程がどうなのかと。

それからもう一つには、やっぱり議員は言論の府と言われてます。討議の広場と言われてますので、自由闊達な討議というものを第1にして、執行部との論点、争点、明らかに市民に交換してそれを決定していくと、そういう形が基本的な前文ではないのかなと。私は、二元代表制から地方分権の進展、そういうことから全体を議論してきたいろんな討議を見ますと、そういう形になるのかなと。ここに書いてありますけれども、議論は言論の府、あるいは討論の広場、あるいは市民に開かれた議会、論点、争点を形成して、これは市民にも自由公開です。そういう形でやっていく必要があるのではないかなと。それから二元代表制、議会は合議制、市長は独認制、執行部との緊張関係、これなぜ緊張関係を持つていくのか、そういうことをしっかりと入れてほしいなど。全体的に言いましたけれども、これ栗山町の意見を私初めから出していますから、それでいろんな議論の中でそういうことが皆さんからもより多く出てきておりますので、そういう基本的なものをきち

んと前文に入れたのがいいのではないかなというふうに思います。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 済みません。委員長の先ほどの御説明のまた補足として御議論の整理という形でひとつ御紹介させていただければと思うのですけれども。議会基本条例の前文につきましては、まずそもそも前文がこの条例をまず「活かす」ことと、また皆様はこうやって特別委員会の御議論で十分御理解を深めていただいてこの議会基本条例を運用していくことになると思うのですけれども、これを議会全員の皆様、またその皆様の後輩の方々、20年後、50年後、この流山市議会が続く限り、この議会は皆様が改廃されない限り続くものでございますので、皆様のこの御議論と立法者の趣旨を今後伝えていくための一つのものとしておとりになっていただいて、皆様の立法者としての趣旨を伝えていくことで御活用いただければと思いますので。一番いい例は、先ほどもお話出たのですが、日本国憲法の前文を思い出していただいて、この立法者の趣旨というのをどうやって伝えられるかというのを頭に入れていただくと一つの整理になるのかなというふうに考えております。

失礼いたしました。補足でございます。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私がキーワードだと思うのは、ここには出ていないのですけれども、日本国憲法に定める地方自治の本旨ということを引きつうたいながら、その中で住民自治と団体自治ということが言われているので、団体自治というのは地方分権だとか、地方主権とかということになると思いますし、住民自治ということ言えば開かれた議会あるいは住民主権とかという、そういうふうな関連になってくると思いますので、そこはきちっと……

松野豊委員長 住民自治は。

乾紳一郎委員 住民自治は、住民主権だとか、ここに出ているキーワードといえば住民主権だとか、市民に開かれた議会だとかということと関連すると思いますので、その地方自治の本旨ということをしかりと立法趣旨としてうたっておく必要があるのかなと。

松野豊委員長 団体自治はどうでしょう。

乾紳一郎委員 団体自治は、地方分権あるいは地方主権なんかと関連が出てくると。それを踏まえた上で二元代表制の問題なんかも、とりわけ地方分権改革以降、二元代表制が強調されていますので、そういう点を深めていけばいいのかなというふうに思います。あと、この前文に入りたいキーワードの中で、例として議員にかかわることで、議員の資質だとか、選挙によって選ばれた市民の代表イコール議員とかというキーワードが出ているのですけれども、前文の中には議会について述べればいいことで、議員については特に触れる必要はないのではないかなというのが私の意見です。

以上です。

松野豊委員長 ちょっと上がった順番で済みません。

伊藤委員。



伊藤實委員 皆さんからいろいろ出てきて、それでいいのだと思いますが。今ここに前文の仮ということでキーワード幾つか書かれているのですが、この辺の内容をアレンジすれば、ほぼ全体がカバーできるのではないかと思うのです。だから、これをとりあえずキーワードとしてとらえて、これをかみ砕くか、圧縮するか、その表現で書いていけば、一通りは入るだろうと思います。ただ、先ほど皆さんから出ているここに入っていないことでとらえ方、これはまた案文つくっていく中で流れが変わると思いますので、その中で変えていけば。ただ、問題はこれそっくり入れたら、結構大変だと思いますので、これはつくっていく段階で処理していくしかないのではないかなと思います。

松野豊委員長 ほかは。

酒井委員。

酒井睦夫委員 まず、前文をつくる人が心していただきたいのは、これは一般論ではなくて、流山市の議会基本条例ですから、流山市の実態がどうかということを前提にしてつくっていただきたいなと。議員の資質とさっき話出ましたけれども、議員の資質、問題がなければ書く必要ないわけですし、問題があれば書いたらいいと。その流山市のということで前提につくっていただきたいということをもまずお願いしたいと思います。

そういう観点に立って、ここに例として幾つか出ていますけれども、ぜひ入れてほしいもの。順番で言うと、やはり2000年の地方分権一括法という時代の流れに沿ってこれつくっているわけですから、それここで言う地方分権と、それから地域主義という、これは2つ一体のものとしてどうしても必要な言葉だと思います。

〔「地域主権」と呼ぶ者あり〕

酒井睦夫委員 地域主権。はい、地方分権と地域主権、これ一体のもんです。

それから、下のほうにあります二代表制と執行部との緊張関係、これも不即不離の関係の言葉だと思います。したがって、今の流山市の執行部との関係その他を考えても、この2つは必須のキーワードというふうに思います。あとは私、議会の情報公開とか、市民に開かれた議会と同じことですけれども、これが今の流山市の実態を見て何やっているかわからないという市民が多いというふうに判断をすれば、こういうことを入れればいいということで、そういう判断をしていただきたいと思いますが、どうしてもというキーワードは今申し上げた言葉です。

松野豊委員長 ほかいかがでしょうか、キーワード。

戸部委員。

戸部源房委員 基本的には先ほど一般的に言いましたけれども、一番の基本というのは、議会はやはり論点と争点です。これを明らかにしなければいけないわけです。これは今までのように、議会と同じように、国会と同じような形で与党、野党ではなくて、流山のまちづくりをどうするかということでございますので、それを市民の意思によって、あるいは市民に明らかにすることによって、より一番の決定をしていくということが基本だと思うのです。だから、この点を強調していく必要

があるのではないかな。議会というのは、論点、争点を明らかにする。市長とのあれはどうか。これが妥当なのかどうか。その上に沿って決定というのがあるのです。だから、こちら辺をより強く出していったほうがいいのではないかなと。いろいろそのほかの項目で市民への報告会の問題、あるいは意見交換会の問題とか、あるいは議員の自由討議とか、いろいろこれそのほかの項目で出ています。そういうものをひっくるめてしっかりと強調するべきではないかなと。私は、全体的な二元代表制から始まる議会の役割、それから第一義的にはどういうことなのか、これをきちっと説明した前文にすべきだなと。そうすると、今まで議論されてきたことが全体的に全部網羅していくのです。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 先ほど私が言った問題、地方自治の本旨という問題は、僕も法律の勉強をしてきた関係で、やっぱり憲法の体系とか、自治法の体系とかというのが基本にあってということを思うので、そういう議論をしているのですけれども。それはどういう表現にするにしても、きちっと示しておいたほうがいいと思うのと。それと、キーワードの中で二元代表制という言葉だとか出てくると思うのですけれども、今議会がどうならなければいけないかというのが求められているわけなので、そののところをやはりきちっと今議会がどういう選択を求められているかとか、あるいはその辺も酒井さんも言ったけれども、流山市の独自性みたいなものも加味しながら反映させていく必要があるのかなというふうに思います。なぜこの二元代表制は求められているかも、きちっとそれを言葉だけではなくてやっていくことが求められているかということが、それが立法趣旨にもなると思いますので、その辺はきちっと書き込んでいく必要があるのかなと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 やはりキーワードはいろいろあると思うのですが、やっぱり地方分権になったということが一番大きいことだし、先ほどもお話あったように、10年、20年後の後輩の議員が読んだときに、なぜこの議会基本条例をつくったのかと。そのきっかけは何かというと、やはり地方分権一括法によって自治体も変わらなければいけなくなったわけです。自治体が変わらなければならなくなったことによって、議会も変わらなければならなくなったわけです。そこで地方政府という考え方が生まれてきて、よりその中で二元代表制、議会、執行部のチェック機関としての機能がより求められているということが鮮明になって、それをどう各議員が自覚していくかということなのだろうと思うので、その辺のことを書き込んで、それからではその議員は市民の代表であるというのは、従前から言われたことではあるのだけれども、その代表としてどう働くかということが問題になっているのと、働きぐあいをどう知ってもらうのかと。それは開かれた議会という表現でもいいし、情報公開ということにもなるのでしょうけれども。そこで、地方分権の趣旨を踏まえると、議員は市民の代表というのは当たり前なのだけれども、行政が市民と協働というふううたっているのであれば、当然議員もそれは市民から選ばれたという立場と、市民と協働でいろいろやっ

ればいけないという2つの側面があるので、ただ単に選挙で選ばれたから議員の意見が正しいのだという時代はもう終わったので、その辺の市民とともにやっていく、その中で、しかし選挙という洗礼を受けて議員としてやっていくわけですから、責任もありますから。そういう先ほど使命という言葉が出ましたけれども、使命とか自覚をどういうふうに感じてこれから当たっていくのかと、そういうような考え方が盛り込まれるべきではないかなというふうに思います。

松野豊委員長 ほかいかがでしょうか。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 それでは、私なりの考えで、ちょっと前文に入れたいキーワードの前に、やっぱり基本は議員は何をやるべきか、あるいは議会は何を目指して活動するかを明確にして議員の果たす役割をしっかりと考えていくという視点で、今まで盛り込みたい事項や何かについて議論してきたというふうに私は思います。そこで、その今までの経過を踏まえて、前文に入れたいキーワードとしてここに載せられている、あるいは追加でお話されている部分を聞きましたけれども、プラスとしてもう一つ私なりに言わせていただくと、議会、議員の責任や責務をやっぱりしっかり掲げて、行政をチェックする機能を果たしていくということが何よりも大事なのではないかなというふうに思うわけです。念のため、執行部は提案権あるいは予算の執行権というものしかないわけです。議会は議決権や議案のチェック機能ですか、執行部に対するチェック機能、これの果たすことを念頭に入れてやっていけば、前文に入れたいキーワードはおおよそ網羅されているのではないかなというふうに、狭い私の視野の考え方の中でそのように考えます。

以上です。

松野豊委員長 藤井副委員長。

藤井俊行委員 先ほど流山らしさですとか、流山に合ったものを盛り込んだほうがいいという意見を酒井委員や乾委員からいただいたのですが、そこまでですと、後で正副とか事務局でまとめていくのに少しわかりませんので、もう少しヒントとなるようなキーワードを提示していただければと思います。例えばつくばエクスプレスが開通して利便性が高まっているとか、流山市の今の状況を入れるのか、それとも「都心から一番近い杜のまち流山」とか、そういうのを入れるのか、議会のあり方とか入れるのか、その辺を少し教えていただければと思います。

松野豊委員長 済みません。ちょっと多分、皆さんの、もう既に御存じの方もいらっしゃると思うのですが、日本国憲法の前文をちょっと読ませてください。ちょっとその前文というのがどういうものなのかというのをちょっと共有してから議論したほうが、より効率的な議論ができると思うので、今画面上に日本国憲法の前文を出しました。済みません、読み上げます。「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言

し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」という形です。

いわゆる大粒、小粒というのがありますけれども、今副委員長から出たそのつくばエクスプレス云々というのを前文に入れるというのは、ちょっとこの前文と比較していくと、余りそぐわないのではないかなということです。

藤井副委員長。

藤井俊行委員 他市でもその町のエネルギーというか、町のキーポイントとなるようなものも含まれているものがあるので、今言ったのは、もうまるっきり今思いついたことなので、どのくらいのことを流山らしさというのをどの程度盛り込んでもらいたいのかという。ただ、流山らしさを盛り込んでもらいたいというのを言われているだけだと、後でまとめるのに大変かなと思っただけで、済みません。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 自治基本条例の中では、結構流山らしさということでやっているみたいですが、議会基本条例の場合はかなり難しいと思うのです、実際には。どこのを見ても、それはその町だからこんなものが出てくるというのはなかなかないので、難しいとは思いますが、可能な限りということで、具体的にこれがということでは私も浮かびませんし、あとそのつくばエクスプレスがどうのこうのとかということを入れてもしょうがないというふうには思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 だから、これは前文をさっき冒頭にボリュームの問題もあるのですが、その流山らしさを盛り込もう、流山らしさというのがどうということかと、それでいうことと、それから前文に入れるとなれば、例えばさっき出ましたけれども、自治基本条例でも前文があれだけ長いのです。議会として同じように入れるか、入れないかは別にして、例えばその……これは自治基本条例のほうでも問題になっていますけれども、市民憲章とか、平和都市宣言とか、それは当然あ

るわけで、議会基本条例だから、そこはいいのだということも、また議論ですからいいのですけれども。要するに流山らしさをというふうになれば、流山市の文化とか、歴史だとか、そういう市民憲章だとかというところにも触れないと、流山らしさは書けないと思うのです。らしさというのなら、そこまである程度書かなければならないし、そういうものは必要なくて、ただただその議会運営の我々のその精神だけ書けばいいのであって、どっちかです。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 さっき藤井さんのほうから流山の状況、私の発言についての御質問があったのですが、ちょっと誤解のないように私の趣旨を言いますと、例えば流山市の今の状況は、市長与党とか、市長野党とかいう言葉は余り使われてはいませんが、与党という言葉が時々あるのです。ところが、私が思うには、議会というのは与党というのはいり得ないと。議員というのは全員野党だと、基本的に。そうでなかったら、監視なんかできるわけないので、最初から与党というのだったら、もうその二元代表制も執行部との緊張関係もあり得ないと。だから、そういう実態を見て、そういうことであれば、これはまずいねと。だから、オール野党にまずなって、あと個々に政策別に賛成するものは賛成すればいいのですけれども、基本的なスタンスは全員野党であるべきで、そこに緊張関係が生まれてくるということをお私は思っているのですけれども、流山市議会の状況を見てこういうふうに変えるべきだということをこの前文の中に入れてもらいたいと、そういう趣旨で私は言いました。

松野豊委員長 藤井副委員長。

藤井俊行委員 確かにお二人の意見すごくいいのですけれども、副委員長の立場でいきますと、もっとはっきりとキーワードをぼんぼんと出してくれるとまとめやすいのですけれども。多分今発言のあった酒井さんの意見とは違うという人も出てきてしまうと思うのです。それが例えばの話で済みません。そういう部分で、もう少しキーワード的に出していただけると非常にうれしいかなと僕的には思うのですけれども。済みません。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 一つの大きなあれは、二元代表制のやはり意味と意義、これが議会基本条例の基本でございますから、そのところはきちんと強調する必要があると。これは二元代表制から始まって、それからたびたび言いますが、議会と執行部との違い、それから監視とチェックとか、そこら辺の問題をいかにチェックして決定していくのかと、そこら辺の問題をきちんとあらわしておいた方がいいと。これはここら辺の問題を全く議会が一般的にはやられていなかったというところが問題があったのだ、今まで。

[何事か呼ぶ者あり]

戸部源房委員 違う、全般的にだよ、それは。違うよ。そんなのは党の議論だけで、合議制というのはないではないか、そんなの。それが一般的だったから、そこら辺の問題は共通認識として出して

おく必要があると。それから、もう一つのキーワードは、執行部との違いをどういうふうに市民にわからせ、市民の意見を取り入れて最終的にどういうふうに決定するかです。ここら辺の問題を強調していかなければいけないと。だから、市民の公開とか、市民からの参加の形態とか、いろいろこれから話し合われていくわけでしょう。だから、そこら辺の問題を明確にして、議会というのは、そういうふうに執行部との論点とか議論、争点、そういうものを明確化して市民に訴えかけて、市民の意見を聞いて、最終的にどういうふうに決定するかでしょう。ここら辺の使命感、ここら辺を明確化すればいいのではないかなと。これは、さっき笑っていたけれども、一般的にはそうなのです。議会が議会改革をやっているといっても中途半端でやっていると、統一してやられていなかったのが現状なのです。行政とか市民のほうはどんどん進歩しているのに、議会がなかなか進歩していない。地方分権が行われたから、地方分権が行われてきたので、ようやくそれが活性化されて、栗山町の議会基本条例とかあるいは議会改革が進行しているのです。流山市だってそうでしょう。今までは与党だ、野党だなんて言っていて、国会のまねしているだけではないか。そういうのが現実だから、そういうのは今なくなってきましたけれども、そういうことを明確に打ち出す必要があると。これは、市民に対して情報公開とか、開かれた議会、これをやはり中心とすべきだと。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 藤井さんから提起されたその流山らしさという議論、流山らしさということその議会基本条例というのは、議会運営のルールなので、それで流山らしさというのを出すのは非常に難しいのだけれども、出せるとすれば、議会改革でこんな努力をしてきたというのは出せるかもしれない。それだったら、この間、流山市議会で委員会のその原則公開だとか、そういうやってきたその議会改革のその後、経過を若干示せば流山らしさという話はなるかもしれないと思うけれども、無理やり出さなくてもいいとは思いますが、それはスペースの限られた問題なので。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 それで、もうキーワードはここに大体示されたことで集約するのです。それで、前文の案文をそれぞれ持ち帰って書いてきたほうがいいと思う、私それぞれが。

松野豊委員長 それもちょっと考えたのですけれども、前文を皆さんでそれぞれ持ち帰って集めたときに、ではそれが集約できるかというイメージングをしたのですけれども、それもちょっと難しいだろうなというのが事前に正副で打ち合わせしたときのイメージですけれども。そうすると、では今度みんなの互譲の精神ではないですけれども、先ほど田中人実委員がおっしゃった互譲の精神ではないですけれども、譲り合ってしまうと、今度何か文章として後手後手のものになるような気もしたので、ちょっと今日のところはキーワードというところで自由に御意見いただいておいて、一回こちらで正副委員長、事務局案として、一つの文書を御提示しながら、それで決定というのではなくて、いろいろまた議論を重ねながら、今日1回ではちょっと無理だなというのが事前のちょっと打ち合わせの関係です。

田中人実委員。

田中人実委員 それでもいいですけども、一応案、そちら出た場合に、やっぱり互譲の精神です。

これはつけ加えてくれとか、そういう意見が出て、やっぱりみんな思いがそれぞれありますから。先ほどそれぞれの考え述べても、それは文章化は余りされていないわけで、それはいいです。みんなが案を持ち寄って協議するのもいいし、正副委員長の場合にみんなが意見を言って加えたり、削ったりというのは、それはそれでいいと思いますけれども。ただ、効率的なことを考えれば、それは正副委員長が出してもらったほうが早いとは思いますが。

松野豊委員長 ありがとうございます。

藤井副委員長。

藤井俊行委員 提案なのでですけども、例えば今後前文を正副、事務局でたたき台を提案をして、今度条文のほうに入っていったら、一条一条またいろいろとやっていきます。そういう中で、議会改革で流山市が積極的に取り組んでいたもので、これは前文のキーワードになるねというのがそのとき出てきたら、これもまた追加したらというのが後で出てくるという。最初から盛り込むには、ちょっと今の段階では難しいのかなと思うんですけども、後からでもそういうものをどんどん追加できるような形というのはどうなのですか。それでいいのですか、そういう形で。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 こういう考え方にしませんか。さっきのキャッチフレーズではないけれども、この条文、議論する中で、一応その出してもらったたたき台の中に条文の議論する中で、これは今藤井副委員長が言ったように、そういう同時並行でつくっていくほうがいいかもしれないです。

松野豊委員長 この休憩前、冒頭に私のほうからも申し上げたのですが、次の（４）番の骨子案の中に入って行く中で、また新たなキーワードが浮かんできたりとか、皆さんからしたら、それはちょっと新たなキーワードが浮かんだので、このキーワードもちょっと入れてくださいということはこの今日の運営の中でおっしゃっていただければなというふうに思います。つまり同時進行的にやっていくつもりであります。

戸部委員。

戸部源房委員 キーワードの中に自由闊達な討議を入れてもらっています。これがやはり私何回も強調するけれども、今までの自由闊達な討議というのはされていないのだ。反対派、賛成派で一般的なあれなのです。それで、休憩挟んで一部そういうような協議はやられていますけれども、これは基本的にこの議案が論点、争点が明確になって、これが今必要なかどうか、流山市にとって。そこまでやられていないのです。だから、私はこころの問題をやはり十分取り上げてもらいたいなと。論点、争点を、これは市民にも明らかにし、自らも明らかにして、最終決定に臨んでいかないと、議会としての本来の意味がなくなってくるのだ。市長との根本的な緊張関係とか、あるいはチェック機能、あるいは協力するところは協力していく、こころも不明確になってくるのだ。だから

ら、ここら辺を私は前文の一般的な議会制民主主義の二元代表制の問題と、それからもう一つ、ここら辺を強調したほうがいいのではないかなと。これがここにございますいろいろ議論していた自由討議の問題なり、あるいは市民の情報の公開、あるいはいろんな問題にかかわってきているのです、ここら辺が。これをやらないと、議会としての改革は最終的になっていかないのです。私は、特にそこら辺の問題、全般的には皆さん議論されていますので、あれなのですが、そこら辺をより鮮明に打ち出していったほうがいいのではないかな。実際問題、私も常任委員長をやっていますが、賛成、反対の討論をやられても、やはり議論もされています、形式上は。だけれども、真に掘り下げてやられているかと、あるいは全体を見た場合、これが正しい決定なのかどうか、ここら辺の問題も確かにあります。そういう問題も含めて、私はぜひともここら辺の問題を入れてもらいたいと。

松野豊委員長 田中美恵子委員。

田中美恵子委員 私は、この流山らしくという言葉よりも、「流山独自」という言葉のほうが、「らしさ」よりも入りやすいのではないかと思うのです。そうすれば、独自という言葉が入ると、いろんな言葉がそれにはっきりと入ってくるので、どうかと思うのです。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 戸部さんが今までの議会のあり方、今現状の議会のあり方でチェックがされていないとか、それから討議のあり方がどうかと言っているのですが、それは議員一人一人の責任なので、別に。今まで要するに予算についてだって、本当にそういえば修正で出せることもできたし、組み替えだってできるわけです。要は議員1人が、例えば私でもいいです。議案を本当にチェックして、これは絶対だめだとなる判断を自分1人でせざるを得ないときもあれば、支持者あるいは支援団体と相談しなければ決められない場合もあります、あるのです。そんなことを一々書かなくたって、要はこちらの資質の問題ですから。その従前の位置づけられた決まり事の中でやれば幾らでもできるわけです。そのやったか、やらないか。首長をチェックするといっても、現実問題は地域の問題があって予算をつけていただかなければならないこともあって、そういうふうにしたところで、そういうことができない場合だってあるのです。これが現実です、政治の世界の。だから、要はこの議会基本条例を理念にするのか、そこまでチェック機能を働かすために、がちがちに数字まで書き込むのか。だから、私が前回、前々回、意見を取り入れられなかった決算、予算の半分以上というのは、そういう意味で言ったのです。どっちの条例にするかで大きくかかわってくると思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 議論とか、争点とか問題点を明らかにするというのは、議会改革の基本なのだ、これ。これ個人の資質なんかだれだってみんな違う。これを議会として個人の資質プラス議会としてどういうふうに運営していくのが問題なの。それでは、総合計画なんかはこれから出しているわ



けでしょう。総合計画だって、私は栗山町と同じように7つの項目とか、そういうものを提示しなさいと、それでしっかりと説明していかなければ、議員それぞれしっかりと執行部に対して対抗なんかできないのです、こんなの。予算だってそうです。一般の議員がそのままやることができますか、これ。今の中で。だから、そういう仕組み、そういうことをきちっとやっているのが議会改革なのです。そんな一人一人の個人の資質というのはわかりますけれども、それは議会改革やる中で自由討議とか、あるいは市民の報告会、そういう中で資質を上げていってもらえばいい。それで、議会の本質というのは、執行部との争点、議論をどういうふうに明確化するかです。どこに問題があるのだ、これを明らかにする。市民に対しても、それから議員の中でも、その中でその議案に対する決定がそれが最良なのかどうか問題なの。この議論、争点を明らかにしない基本条例というのはないのだ、こんなの。そういうことをうたわない。私はそういうふうに思うのです。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 戸部さんの言っていることは、要するに情報としては全部網羅されている。この間、上げてきたから。前文に入れるか、入れないか、そういう生の言葉として入れるか、入れないかということなのですからけれども、これは当然合議制、議会というのは合議機関であるということ言えば、当然そこには合議機関としては自由な議論というのは当然出てくるし、要するに二元代表制で、その当局との緊張感ということ言えば、やっぱり議会としての説明責任という問題も出てくるので、どれだけ生の言葉にして、その前文に入れられるかは別にして、この議会基本条例の中にはそういう議論も踏まえてその条項が入っているということが戸部さんも理解していると思うので、それは認識してください。

戸部源房委員 それでいいのです。

松野豊委員長 だから、とにかく今自由に議論していただく時間なので、自由に自分御自身の思いも含めて語っていただければいいのですが。一応若干整理をすると、今その前文をどうするかということをやっているのですが、戸部委員は思いが強いので、条項のほうにまで含めて、議会基本条例全体どうするかという御意見をされているようですけれども、その前文というところで少し御意見を。

戸部委員。

戸部源房委員 私は、議員になったら、選挙に受かったからあとは何もやらないということではなくて、なぜ議員になったかという使命感に燃えて自分の資質を常に高めるということは必要だと思うのです。そこら辺はみんなやっていると思うのだけれども、なかなかうまくいかないのだ、それは。

松野豊委員長 全体の議論、議会基本条例全体。

戸部源房委員 いや、全体的に。

松野豊委員長 今は前文……

戸部源房委員 だから、前文で言います。議論、争点をはっきりとうたわなかったら、これは全体的なことでもそうなのだ。それをうたわなかったら、これよい政策決定に至らないのではないかと

うことを言っているのだ。そこら辺を強調することこそ、私は前文の中で議会の使命ではないかと。あいまいにしていくのだったら、こういう議会基本条例は要らないのだ、こんなの。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 先ほども私の意見として申し上げたので、議事録にあるから省きますけれども、前文に入れたいキーワードとしては、今までこれ以上に足された中で網羅されているということによると思うのですが。特に先ほどの議論を聞いていると、例えば流山らしさをどうするかといっても、自治基本条例では多分その辺は入ってくるのだろうという、まちづくりとかの件で入ってくる。でも、議会の場合は、もちろん議会として流山らしさを持っていく場合は、当然健康都市宣言やさまざまなあるけれども、それはもう担保されているわけで、市長がもしか変わった場合は、これ先、40年、50年と条例が置いていくというか、残っていくわけですから、そういうことを考えると、らしさも少し市長のマニフェストではないけれども、思いによっては若干変わってくる部分もあるので、議会の基本条例の中では、無理して入れる必要ないのではないかなという意見が私の意見です。

それと、やっぱりどうしても前文で入れてほしいと思う部分は、議員、議会は何を目指して活動するのかという部分をやっぱり明確にすると、議員活動の部分を。というのは、やっぱり議会は、議員は何をしているのかよくわからないという声がたくさんあったし、議員は何している、その辺は明確にうたっていただきたいなというのが私の意見です。

それと、申し訳ありません。1個皆さんで考えてほしいことを、戸部さんのお話からちょっと思い浮かんだのですけれども、議案の扱いはそれぞれの場合、今の現状でいいのですが、陳情や請願の場合に、執行部が先に説明をするという部分は後でいいですから、これちょっと協議する必要があるのではないかなというふうに思います。

以上です。

松野豊委員長 最後のがちょっとわからなかった、後でやりますけれども。もう一回言ってください。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 議案の場合は、提出者に、例えば委員長が審議の中で執行部の発言を求めると、提案に対する発言、説明を求めています。これはオーケーだと思うのです。でも、陳情、請願というのは、市民の願いを託して陳情を出すわけです。そうした場合に、執行部がそれに関しての見解、所見というのを必ずやります。これはそれがやるべきなのか、やるべきではないのか。これは議会に提出されて、議会の代表者である議員の、常任委員会でも何でもいい、それと市民の陳情を審議するのであって、それは通ったら、通ったらというか、途中で求める場合は、予算がどれだけかかる、執行部、ではそれは説明できるかということで求めることはいいけれども、先にこれこれこれでもうだめなんて言えば、難しいですよとか、対応を語って、違う部分でやっていいのですけれども、それに準じて審査しています。それが与党、野党のおかしい助け合いみたいになっている部分

があるので、この辺のやり方はどっちが正しいのか、後で協議したいと思います。

松野豊委員長 後でというか、そこをちょっと整理させてください。後でというか、今の件で言うと、ちょっとわからないです。私もこれが正解かどうかわかりませんが、この特別委員会というか、それは議会運営委員会の中で陳情、請願の取り扱いとか、執行部がそれに対して見解を求める、今現状は見解を求めたりしていますけれども、陳情、請願でも、というところはちょっと運用というか、運営上の話かなど。それで、もちろんだからその議会基本条例の中に運用上の話とか、運営上の話、規則まで盛り込むのだということの議論だったら、この特別委員会の中でやるべきかと思えますけれども、現状、今のところですけども、これから議論が変わっていくかもしれませんが、今のところ、議会基本条例は理念、大枠でまとめておいて、京丹後市方式的な形で運用基準とか、規則で条例以外のところで細かいところは補足していきましょうという、ちょっと今のところ、今までの議論の流れがそういうふうになっているので、今の最後の高橋委員のところの部分は、後でもし必要であれば取り上げますが、現状で整理するとちょっと違うところかなという感じがしています。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 陳情とか、請願とか、どういうふうに位置づけるかというのは、今度項目ございます。市民の参加をどこまでやるのかと。議会と市民との関係、そこら辺の問題でやっぱりきちっと討議したほうがいいのではないかな。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤實委員 前文の話でなかなかいろいろ意見が出ていいのだと思いますが、流山らしさということの表現の難しさ、ここでみんな露呈しているのです。それで、やはり前文ですから、市長がかわろうが、議員がかわろうが、そんなにくるくる条例と違って変えるべきものではないと私思うので、やはり普遍的な表現していかないと、後から見た方にこれ何よというふうな雰囲気になるのではないかと感じするのです。だから、そこら辺、らしさを出すことは決して悪いことではなく、表現の仕方、非常に難しいのではないかなというふうに思います。ですから、さっきも正副委員長と事務局でたたき台をつくるという話も出ていますので、その辺を見てからまたやっていったほうが。今日やっても、そこから先いかないのではないかと感じしますので、と思います。

松野豊委員長 藤井副委員長。

藤井俊行委員 たたいてもらって結構なのですけれども、例えば流山市らしさということで、専門的知見を活用することによって、議会に与えられた権能を十分駆使して、主権者である市民に行うとか、何かそういう文章というのはどうなのですか。たたいてください、済みません。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 だから、先ほど憲法の前文も出されました。だから、私は先ほど自治基本条例でも前文が大事だという話をしたので。その後、乾さんのほうから、ではそういうことまで広げなくても、

今までの流山市議会のここの議会基本条例の経緯を書けば流山らしさになるし、だからそこをどう書くかは今日は棚上げにしておいて、そのらしさは何らかの形で書き込むという結論だけ出せばいいのではないですか。

松野豊委員長 ありがとうございます。多分、その流山らしさとここに挙げたときに、委員によって見解が分かれているのかなと聞きながら思っていたのですけれども。流山らしい議会改革とか、議会の基本条例という意味の流山らしさと、あと流山市という町としての流山らしさと、両方何かちょっと介在されて議論されていたように思うので、もう一回ちょっと整理をさせていただくと、今まさに田中人実委員が促していただきましたけれども、いわゆるその町としての流山らしさということは少し、いわゆるつまりまちづくり基本条例をつくっているわけではないので、議会基本条例ですので、絶対触れないということではないですが、今田中人実委員がおっしゃられたように、ちょっと棚上げにしておいて。ただ、議会基本条例ですから、その議会の改革であるとか、議会の運用について流山らしさが出せるところは、その議会基本条例でらしさを出していくという整理かなと思います。もうちょっと具体的に言いますと、例えば三重県はあえて附属機関というもので少し踏み込んでいるとか、会派というものをあえて規定しているとかと、これが三重県議会条例の三重県らしさだと思うのです。流山で言えば、先ほど乾委員がおっしゃっていただいた議会改革の経緯であるとか、藤井副委員長がおっしゃったその専門的知見をこの特別委員会で初めて活用させていただいていることであるとか、幾つかあると思うのですけれども、その辺を少し骨子の中で盛り込みながら、流山らしい議会基本条例をつくっていくことに委員の皆さんが留意してつくっていくと。その町としてのとかということではないということ整理させていただいていいですか。

田中人実委員。

田中人実委員 それは余り限定すると、では専門的知見の活用と今書きます。でも、10年、20年後に見たときに、それが当たり前になっていたら、そこが難しいところなのです。どこまで具体的事例を入れるのか、入れないのか、そこが難しいです。

松野豊委員長 そう思います。それと、それを前文の中に入れるのか、条例骨子の中に入れておくのかによっても、ちょっと整理の仕方があると思います。

戸部委員。

戸部源房委員 流山らしさということで、前文では入れられないと思うのだ。私はこれは地方分権から始まっている議会改革のことをきちんと、これから議会何を指すべきかということをやったわけですから。それで、項目の中で先ほど言われたようなこととか、あるいは実は予算要望もやっているわけです。それから、私は提案していますけれども、人事の問題も、これは自治法とかではきちんと許可を受けていませんけれども、これを今実際問題やっているわけですから、そこら辺を入れるということで流山らしさを、文書のあれはどういうふうに表示するかわかりませんが、らしさを表現できるのではないかなと。前文はそういうものは、私は必要はないのではない

かなというふうに思っています。

松野豊委員長 よろしいでしょうか。

草間研究員。

草間研究員 今流山らしさという御議論をしていただいているときに、こういうときに実は外部というのは非常に役立ちまして。皆様、中にいるとなかなかわからないことでも、外から見ると流山らしさではないかというものを1つ御提案させていただきますと、私はこの特別委員会しか傍聴していないのですけれども、これほどやはり自由闊達な議論を経てできる条例というのを、私は余り知らないのです。ほかの議会、私の知っている限定でありますけれども、やはり皆様それなりの制約を負って、また会派をしょって、またお立場をしょってここに来られるということで、議場を見ていただく、いわゆるその場の空気を見ていただくとわかるのですけれども、皆さんはここでは本当に自由討議というのはこういうものなのだというのを、私はモデルを見ているような気がするのです。ほかの委員会が、また本会議がどうなっているかというのは私はわからないのですけれども、こういったやはり先ほど委員からおっしゃっていた、その自由な討議、この自由討議によってその争点を見出すというのは、非常に流山らしいというか、流山市議会が誇るべきものの一つなのではないかなというふうに考えるのと。やはりもう一つは開かれているというふうに考えております。この特別委員会の議事録も既に公開されていますし、傍聴者の方も制限ないということでございますので、開かれた議会というのは、もうこれは平安時代から、平城の時代から、要するに政策過程の見えづらさというか、ブラックボックスになっていたものが、この皆様の議論ではその一つの条例、要するに権利を縛る、また権利を拘束するものであっても、こういうふうに開かれて皆様の議論が見えるということは、やはり今後、10年、50年たっても、それは色あせないことでございますので、やはり皆様が持っていらっしゃるこの開かれた、公開性と自由討議というのは、ぜひ流山市議会が誇ってしかるべきではないかなと私のほうは考えております。一つの意見として述べます。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 この委員会でかなり自由な議論をして、私も帰って怒られたりすることが……怒られるというか、専門的知見の問題ではちょっと苦労しましたけれども。そういう場もあるのですけれども。それは物事を決めるときには、そういうそれぞれの会派の議論をきっちり踏まえないといけないとは思いますが、そのたたきをつくっていく段階で、かなり自由な議論をしている。それから公開も、結構公開進んでいるのは、そのとおりなのだと私も評価しているのですけれども、実際にいろいろここで議論が出ているのは、例えばその議案の審議だとか、そういう本会議だとかというのは、なかなかそうならないというところが今あって、そこをどう広げていくかということなので、私たちとしては非常にうれしい言葉でしたけれども、実感できないというか、そこはもう本当にこれからの課題だなというふうに思っています。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 草間さんのお話で、自由闊達な討議と開かれた議会、流山らしさで言っていたら、もう一つちょっと質問なのですけれども、市民参加ということ、その流山らしさにつけ加えるのはどうでしょうか。市民参加というのは、例えば今は余りやっていないのですけれども、以前、私発言したことがある。こういう会議でも市民が2人ぐらい参加して一緒に討議すると、あと10年ぐらいすると、そういう議会が出てくるような気がするのです。10年たたなくてもやると思うのですけれども。要するに公聴会とか、それから参考人とかいう形で参加していただく方法もありますけれども、こういうところにも裁判員制度ではないのですけれども、一般の人が入ってくるという、そういうこともキーワードとしては市民参加という言葉にしておいて、その発展形としては、今のようなことが将来あり得るといことも視野に入れてキーワードとして採用していただくというのはどうでしょうか。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 先ほど私発言させていただきました、その議会の公開性と自由討議というのは、私が主観的といいますか、ほかの議会と比較して、今の皆様のこの委員会の現状を述べさせていただいたものでございまして、市民参加を例えばこの時点で、今の特別委員会の議論の時点で市民参加ができていたとしたら、まだ満足できないもの、まだ皆さんやられていないですから、まだこれは言い切れないところが、私は研究者の視点としてそういうところはあると思います。まだ不十分だということです。将来的にはもしかしたらそういう議論になるかもしれないのですけれども、あくまで今の議論は流山市議会らしさということで、私は外部から見て発言させていただきましたので、そういう意味から言えば、もうちょっと市民参加の視点は御議論いただいて、運用いただいてやっていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

松野豊委員長 ちょっとこの際なので、済みません。また委員長は進行役というのをちょっと破るかもしれませんが、ちょっと確認をしておきたいのですけれども、議論でもいいのですが、先ほどの副委員長ではないのですけれども、たたいていただいても結構なのですけれども。そもそも論として、日本は民主主義というか、議会制民主主義を、直接民主主義ではなくて議会制民主主義をとっていると。我々、どうもずっと冒頭、以前から感じているのですが、酒井委員の御意見を伺っていると、何か議員というか、議会と市民がまるで別物のように私は聞こえてしまうのですけれども、そうではなくて、議員というのは、そもそも大前提として市民、我々は流山市に住民票を置いていなかったら立候補ができないわけですから、原則、大原則として、我々は議員である前に市民であると。代議制民主主義ですから、その中で市民の代表としてこの議会という場所で執行部のチェックであったり、条例立法であったり、そういうものをしていくのだという決意、個々人はいろんな背景がありますが、そういう決意をして選挙に立候補をして、市民の方々から負託を受けて市民の代表として来ている。つまりその市民の方と議会が敵対しているわけではなくて、要するに議会というのは市民の代表、市民から選ばれた代表の合議体であって、ですからその市民参加は、例

えば意見交換会という形での市民参加はあると思うのですが、その特別委員会の中に市民が入って議論するというのは、その議会制民主主義、選挙によって市民の代表を選ぶというものをそもそも根本から否定をしているのではないかなというふうに感じるわけです。

ですから、別にその議会、我々は例えば私個人で言えば、議会で選挙で選ばれたのだからおれは偉いのだとかということを行っているわけではなくて、市民の、要するにその代表として選挙というものを洗礼を受けてこの特別委員会の委員、今私はここは委員長という立場ですけれども、委員で、市民の代表として発言をしているわけです。それを選挙制度そのものを、要するに特別委員会の委員の中に、この中に市民がまじって議論するというのは、議会制民主主義そのものを根本から覆すという考えかかなという気がします。これは要議論で構わないのですけれども、酒井委員のほうからもそうではないのだというお考えがあればおっしゃっていただいて結構ですし、そこをちょっと明確にしたいなと思ったので。

酒井委員。

酒井睦夫委員 ちょっと私は余り自信がないです。自分が言っているこういうところに市民が入るといふ。自信がなくて裁判員制度の延長線でそういうことを考えているだけなのですから。将来あり得るかなという感じはちょっと持っていたので、草間さんの御意見ちょっと聞かせていただけますか。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 議会の市民参加という視点で御意見申し上げますと、やはり2つ側面があると思います。

1つは、こういった議会の場に市民の方が来ていただく、その情報公開というのが担保されているかどうか、これはやはり一つの議会の市民参加というのは、先ほど委員長おっしゃっていた市民の代表が皆様でございますから、その代表方の議論をやはり聞けないというのは、一つの市民参加の権限を1つ侵しているという大きな要因でございますので、ちゃんと議会の公開がされているかどうかというのが一つのポイントだと思います。もう一つは、今いろいろ言われているパブリックコメントであったり、パブリックインボルメントであったり、皆様のほうから積極的な情報発信をして、市民の方々とその意見を直接聞いて、それを皆様の議論に反映するという、この2つの議論が大きな議会の市民参加と言われるものではないかというふうを考えておまして、例えば裁判員制度、市民の方々がこの特別委員に入って、それ参考人という形ではよろしいかもしれませんが、選挙というのが先ほど日本国憲法にも書いてありましたけれども、選挙はやはり民主主義の根幹でございますので、選挙で選ばれた住民代表である皆様の議論というのを、いかにそれを市民の方々に浸透させていって、また皆様もそれは政治活動であり、議会活動ではあるかもしれないのですけれども、皆様がその首長と違うのは、やはり皆様それぞれのバックボーンで、それぞれの地区から、それぞれの団体から、それぞれの背景で皆様ここに集まられて、その範囲内で皆さん御発言をいただいて一つの議論をまとめられることでございますので、やはり合議体の機能を積極的に

活用していただくことが、究極的にも議会の市民参加としては言えるのではないかというふうに考えておりますので。結果から申しますと、今の段階で、例えば裁判員制度のように市民の方々がその特別委員会の場に来て議員と同じような御発言をされるというのは、代議制民主主義からいってちょっと説明は難しいかなというふうに考えております。

以上です。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私も裁判員制度と議会とを同じように考えることはできないと思うのは、裁判員制度というのは、裁判官が専業というか、任命をされるという形でやっていて、裁判官が事件が多い中で十分な市民感覚で裁判がやれていないというふうなところから裁判員制度というのは出てきていると思うので、そこは市民の代表としての議会とは違っているので、整理する必要があると思います。ただ、議会の市民参加もこれは首長の場合も同じなのですけれども、当選して4年間、議員は議会で活動できるわけですけれども、負託されているのはいろんな局面があって、全くその公約にも何も載せていないようなことなんかも、当然議案には出てきますので、そういうときも含めて、やはり市民のその時々やっばり声をしっかり受けとめながら議会活動をやる。議会というのは基本だというふうに思いますので、そういう意味では必要です。

松野豊委員長 よろしいですか。

では、あとキーワードというところではそろそろ締めくくってちょっと休憩しようかなと思いますが、よろしいですか。ちょっと最後に済みません。私もキーワードを入れたいものがけさ出てきて、それを本当に入れるかどうかは別として、ここでちょっと議論というか、記録しておかないと、また後で前文つくったときに委員長が勝手に入れたと言われるのがちょっと困るので、3つだけちょっと追加をさせてください。地方政府というちょうど地方分権推進委員会が政府に提言出したときに地方政府というワードが入りましたけれども、この辺は地方分権とか、地方主権とかかわると思うのですが、地方政府という言葉、キーワードはちょっともし、後々は前文の成文化したときに入れるか、最後に入れるか、入れないかは議論するとして、ちょっと現時点でキーワードとして候補として挙げさせていただきたいなと思っております。

それから、誉れという名誉あるとか、名誉のようですけれども、誉れというキーワードとか、あとは情実型、今までは情実型から政策型へ、要するに議会がだんだんその感情論とか、情実的なものだけではなくて、いわゆる今の市民参加、市民の真の声を吸い上げながら政策型、時には条例制定なんかもしていくという意味で、情実型から政策型になっていると思うのですが、ちょっとこの辺も、もし成文化していく中で盛り込めるようだったら、キーワードの候補として挙げさせていただきたいなと思います。その3点ですが、よろしいでしょうか。一応候補として入れておくというだけの、今現時点ではということです。

戸部委員。



戸部源房委員 地方政府という、これは議会と行政、これあわさってどうなのかということなのだ。だから、今回の場合は一本の議会基本条例ですから、最高のと後で項目でうたっています。ですから、それでいいのではないかなと私は思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 情実型から政策型へというのは、ちょっと私は情実型で情実だけで議会に臨んできていませんので……当然です。

松野豊委員長 目覚めよと一緒。

乾紳一郎委員 ちょっと私たちはそれは、そんなことは言えないということで賛成できません。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 ちょっとひっかかるのは、やっぱり誉れあるというのがちょっとどういう気持ちで言っているのかわからないけれども、何か今の時代、誤解を受けそうな、そんな気がするのです。だって、ずっと地方議員も含めて、こここのところ褒められたこともないし、それ市民からそんな目で見られていないのではないかなと思う。

松野豊委員長 だから、誉れある議会を目指してみたいな感じで入れた……わかりました。いいです。3つともバッテンされたので、取り下げます。

では、これ後で、今打ったので、議事録でもいいのですが、ちょっと議事録だと済みません、議事録うちの頼んでいる業者さんの関係もあって、二、三週間、上がってくるのにかかってしまうので、これ今私が打ったそのキーワードだけは後ほど委員の皆さんに休憩時間中に印刷をしてお渡しというか、お配りをします。キーワード、前文については、これで一たん締めさせていただいて、こちらで正副委員長と事務局、それから専門的知見、草間研究員も入っていただいて、草案というのですか、案文を次回御提示をさせていただきたいと思います。休憩後に始まる（4）の中でも、繰り返しになりますが、骨子案の中に入っていったときにキーワード、こういうキーワードもというのが委員の皆さんでひらめいたらどんどんおっしゃってください。これにつけ加えていくので。だから、つけ加えていくから、済みません、休憩時間に配りません、こっちは、画面に今打っているやつは。最後に配ります。最後に終わってから。今日の終わった後にお配りするようになります。では、休憩に入りますが、よろしいでしょうか。

それでは、暫時休憩いたします。再開は概ね3時としたいと思います。

休憩 午後 2時28分

---

再開 午後 3時00分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お手元の流山市議会基本条例（案）の骨子という資料を御参照いただいて、前文のところは先ほど随分濃い議論ができたと思いますので、次に骨子（案）についてということでもた自由討議とい

うか議論をしていければなと思います。

まず、第1章の総則だけ少し意見交換。先ほど午前中の議論でも出ていましたが、少し意見交換をして、その後第2章に入っていきたいと思います。とりあえず読み上げます。第1章、総則で、第1条、目的、本条例の目的と。この条例は、議会運営及び議員に係る基本事項を定め、議会及び議員の活動により流山市議会のキャッチフレーズを入れる。例えば市民に開かれた議会を実現することを目的とするということになっておりますが、先ほど午前中も議論がございましたように、キャッチフレーズとか、あるいはサブタイトルというところは、キャッチフレーズが最終的に決定するのを見きわめて、ここに入れるかどうかは同時進行的に判断をしたいということがありました。あと、第1章について議論する部分としては、このボリューム感、画面にございます前文を広くしておいて、条例はこの例に文案として出ているようにさらっとというか、短目に設定するというのでいいかどうか等々について御自由に御意見いただければと思います。いかがでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 総則の目的については、前文にある程度のことが書かれるので、コンパクトに最小限のことでいいと思いますし、大概の条例はそういうふうにしていると思いますので、それでいいと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 同じ意見です。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 私も、前文できちんとうたってあるので、コンパクトに盛っていったほうがいいのではないかなと。それで、基本的にだれのためにやるのかと。実はこの議会改革というのは情報公開と市民参加なのですね。だから、そこら辺をきちんと強調したほうがいいのではないかなと。ここではキャッチフレーズとして市民に開かれた議会ということが書いてありますけれども、この基本は情報公開と市民参加なのですね。ここら辺を入れたらどうでしょうかと、私は。つけ加えますけれども、情報公開と市民参加をきっちりとやって、流山市のきちんとしたまちづくりに対応するという事です。そこら辺をコンパクトに書いていただければいいのではないかなと。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤實委員 私は、頭で十分に入れば、この目的は短いほうがすっきりしていると思います。ですから、今例文に出っていますが、それに沿ってとりあえずいいのではないかと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 戸部さんから市民参加と情報公開ということが出ましたけれども、それがわかるようなことを書けばいいのであって、その後章立てで市民参加及び市民との連携とか出てきますし、あと章立てとか条項がどう変わっていくかわかりませんが、情報公開もそういう中でうたえると思うので、それはそこできちんと反映すればいいのではないかと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 私は端的に言ったので、目的でございますから、前文では詳しく言いますが、目的も短くして、その全体像をあらわすということには変わらないわけですね。だから、端的に言うならば、私は情報公開と市民参加だなということを言っているの、そこら辺を基本にコンパクトにまとめてくれれば結構です。

松野豊委員長 では、よろしいですか、第1条については。

〔発言する者なし〕

松野豊委員長 では、第1条はキャッチフレーズの決定なんかも見きわめながら引き続き議論をしていくと。全体としてはコンパクトにまとめるということで、あと長くするのは前文のほうを長くするという、皆さん共通見解ということで確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、第2章以降ですが、議会及び議員の活動原則、これ1章ずつやっていくという形ではよろしいですか、ぱっとやっていくとまた議論が拡散してしまうので。前回御意見だけいただいているので、これを1つずつ協議というか議論をしていければと思いますが、この画面上、皆さんにもお配りしていますが、赤字で書かれているところです。市民の多様な意見を反映させると、政策立案は別の要素なので、分けて整理したほうがよいのではないかとことです。第2章の第何条になるかちょっとまだわかりませんので、空白にしていますが、仮に第1条、議会の活動原則ということで、その赤字の上のところ「市民の多様な意見の的確な把握、市政反映のための政策立案」ということを骨子として入れてはどうかという御意見に対して、前回皆さんから御意見をいただいた中に、多様な意見を反映させることと政策立案は要素が別なので、分けて整理したほうがよいのではないかと御意見をいただいておりますが、これに関していかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

松野豊委員長 御意見が出ないので、私のほうからお話しすると、活動原則なので、議会の活動原則をうたうところの骨子なので、確かに要素は別なのですが、議会の活動原則ですから、市民の多様な意見の的確な把握と市政反映のための政策立案を目指していくという意味合いでは一緒にしてもいいのかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 これは、私が意見を前回述べたのですけれども、前回も言ったように、意見の的確な把握、それはそれで入れるわけですが、それを市政に反映するための手段というのは政策立案に限らないので、ここで政策立案ということだけにすると狭い意味になってしまうので、前回も言ったと思うのですけれども、一般質問もありますし、いろんな議会の場面で多様な意見を反映させるということは必要なのでということで意見を言ったのです。だから、伊賀市のやつを見ると、

市政に反映させるための運営に努めることみたいな言葉になっているので……

松野豊委員長 わかりました。例えばですけれども、市民の多様な意見の的確な把握、市政反映のための議会運営に努めるということはどうでしょうかという御提案です。いかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤實委員 今の乾委員からのお話のとおりでいいと思います。

松野豊委員長 ということは、現時点で、細かい表現はまた後で成文化するときにあれずとして、骨子としては、市民の多様な意見の的確な把握、市政反映のための議会運営に努める、この整理でいいですか、今日のところは。皆さん、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、これで。

戸部委員。

戸部源房委員 議会の活動原則ですよ。これについては、市民にはっきりと公開をして、市民の意見をきちんと把握して議会はやりますという形で表明するのですよね。だから、そこら辺をちょっと整理したほうがいいのではないかと。

松野豊委員長 つまり、市民の多様な意見の的確な把握、市政反映のための議会運営に努めるでいいということですか。

戸部源房委員 それで基本的にはいいのですよ。そのときに公正性とか透明性とかを入れたほうがいいけれども……

松野豊委員長 それは上にあるのですか。

戸部源房委員 そこら辺を一体化して考えればいいということです。

松野豊委員長 成文化するのではないのですよ。骨子なので、項目だけ出す感じなのですよ、今の打ち合わせは。今戸部委員がおっしゃっていることというのは、多分この後の次の段階で、10月4日のシンポジウムにこの骨子案を大枠で出して、こういうものを入れていきますという発表をした後に、実際の表現というか、細かい条文の文案をやっていくのです。今は骨子なので、大枠でこれでもいいかどうかということです。

戸部源房委員 私は、公正性、透明性の確保、市民の多様な意見を適格に反映する、それから市民がどんどん傍聴に來たりいろいろ参加させる、これでいいと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 これ分けて整理しなくていいのでしょうか。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 政策立案の問題に触れるのだったら別に起こしたほうがいいということでは、それは議論としてあり得るかなと思いますけれども……

松野豊委員長 現時点でこの二重丸の項目に1個つけ加えると。

乾紳一郎委員 私は、つけ加える必要はないと思っていますけれども……

松野豊委員長 つけ加える必要はない。政策立案も入れたほうが良いという御意見があればおっしゃっていただければいいのですが、いいですか。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 乾委員がおっしゃっているこの赤字の部分は、別の要素なので、整理したほうが良いということでありましたけれども、今のお話だと、市民の多様な意見の的確な把握、市政反映のための運営に努めるでよろしいということであれば、それで私はいいと思います。それで、後でまた具体的にもっと細かくなると。今は骨子の部分だけを決めていくのだから、本人の思いがそれでよろしいとなればいいのではないかというふうに思います。

松野豊委員長 本人というか、全体で合議しているのです、全体の思いということになると思いますけれども、今のところ、政策立案はこれで削ったわけですが、ここには現時点では政策立案は入れなくていいと、これも皆さんの見解ということで整理させていただいていいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、伊藤委員。

伊藤實委員 この順番なのですけれども、まだこれ案文ではないからいいのでしょうかけれども、市民を代表する議決機関云々というやつが公平性の次あたりに入ったほうがいいのかなどという感じがします。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 この間の議論でフルセット型かどうかというので、フルセット型は委員会条例も含めるとかという、そういうことを教えていただいたのですが、ここまでやってしまうとなかなか厳しいと思うので、その扱いは難しいのですけれども、このところはこの議論は外したほうが進んでいくのではないかと思うのですが……

松野豊委員長 言葉足らずかもしれませんが、これには委員会条例も含めるべきではないかというのは、流山市議会会議規則、委員会規則及び議会の先例、申し合わせ事項の継続的な見直しというところに委員会条例という項目そのものが抜けていたので、その委員会条例という項目を入れるべきではないかという、そういう意味です。なので、委員会条例の中身まで議会基本条例に含めてしまうという意味ではなくて、この横並びの中に項目として委員会条例が抜け落ちているのではないという意味です。これは、前回の委員会が終わってから事務局に確認したら、事務局の失念で抜けていましたということだったので、これは入れてもいいのかなと。

田中人実委員。

田中人実委員 そういう意味なら結構です。

松野豊委員長 では、これを入れます。

乾委員。

乾紳一郎委員 このところではないのですけれども、ないことで1ついいですか。市民にとってわかりやすい言葉を用いた説明に努めること、要するにわかりやすさというか、そういうことも入れたほうがいいのではないかと、活動原則の中に。議会の活動原則の中に「市民にとってわかりやすい言葉を用いた説明に努める」というのを入れたらどうかということなのです。それにつけ加えるという意味で、わかりやすい言葉を用いた説明に努めると。

松野豊委員長 竹内主査。

竹内議会事務局主査 表現は正式なことということで今お話が出ていますので、「委員会会議規則」、「委員会条例」とありましたが、「委員会規則」は正式にございませんで、傍聴規則という形で表現するよう訂正させていただきたいと思います。

松野豊委員長 委員会規則となっているところは、委員会傍聴規則に変更させていただきます。

ほかはよろしいですか。この議会の活動原則のところは、これでよろしいでしょうか。今日のところはどうか、一たん。

伊藤委員。

伊藤實委員 今乾委員から言われたわかりやすいという表現なのですからけれども、「市民に」という言葉はやはりつけないとまずいですかね。という感じがするのですけれども、市民に限定しなくても皆さんにわかりやすい……

松野豊委員長 議員も市民だと。あとは、視察が来たりするので……

田中人実委員。

田中人実委員 そのわかりやすいというのも具体的にどういうふうにするのか具体的に。口語調にするとか、いろんなことがあると思うのだけれども、わかりやすいというのはどういうことかと。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 具体的にどうするかというのは具体的に考えなくてはいけないのですけれども、議会の言葉一つにしても市民にとってわかりにくい。前議運で傍聴規則をやりましたけれども、あのときも議論になりましたけれども、議会用語、要するに業界用語みたいなのが多いので、これから議会のことをいろいろ説明する段階では、市民からもわかりやすいというか、内容がわかりやすい表現に努力をするということを活動の原則にして、これは行政のほうも求められると思いますけれども、こういうことは必要だと思いますので、そういう一般的な原則というふうに考えていただければいいと思います。

松野豊委員長 市民にとってというのは。

乾紳一郎委員 私は、あったほうが良いと思いますけれども……

松野豊委員長 あとは、市民以外はどうですかという議論をしたいのですけれども、例えば他市から本日も見えているようだけれども、安城市議会の正副議長がお見えになっていて、今うちの正副議長も対応していますが、そこは市民ではなかったりするわけですけれども、そういうところも包

括するかどうかということの議論かなと。

酒井委員。

酒井睦夫委員 議会用語って、特に1年生議員は感じるのだろうけれども、わからないことが多いですよ、確かに。だから、それは市民にとってなのですよ。議員の長い人みんな知っている言葉はたくさんあるから、「市民にとって」という言葉は入ったほうがいいと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 市民にとってわかりやすいのが第一であって、他市の人は見れば当然わかるのではないかと。だから、一般論でそういうふうに置いておいて、議会用語の解説とか、そういうのは順次議会日よりや何かで市民の方にわかりやすく説明する努力が必要だと思います。

松野豊委員長 いろいろ御意見があるので、議論なのでいいのですが、ちょっと前にも進んで行かなくてはいけないので、今一通り御意見をお伺いすると、「市民にとって」はとりあえず入れておいていいのではないかと御意見のほうが多いようですので、伊藤委員からは、いろんな場面を想定しておっしゃっていただいたのだと思いますが、現時点では市民にとってわかりやすい言葉、表現を用いた説明に努めるということでまとめさせていただきたいと思います。

議会の活動原則、よろしいでしょうか、次に行ってしまう。議員の活動原則に行ってしまう。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 繰り返しになりますが、この議論の中で前文の中に入れるキーワードというのがもし委員さんの中から浮かんできましたら、それはそれで挙手しておっしゃっていただければまた先ほどのワードのほうに打ち込みをしますので、その辺も頭の片隅に置いていただいて議論を重ねていただければと思います。

次に、議員の活動原則です。まず、前回いただいた御意見から整理していきたいのですが、赤字のところですね。団体、地域にとらわれないとはあえて書かなくてもよいのではないかと。団体、地域にとらわれない市民全体の福祉の向上を目指す活動、つまり団体、地域にとらわれないというのはとってしまってもいいのではないかと御意見だったと思いますが、この件について。

戸部委員。

戸部源房委員 議員としては、公共的な立場で全体の福祉向上を目指すのは当たり前のことなので、あえて書く必要はないと。入れなくてもいいと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私も団体、地域にとらわれないという文言はなくていいと思います。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤實委員 私も同じなのですが、福祉の向上と福祉だけを挙げるのはどうかなと思うのですよ。何は別の表現があったら、そのほうがいい。全体的に包括する言葉、どうなのでしょう。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 ここに出ている福祉の向上というのは、自治法の1条から地方公共団体の目的として市民福祉の向上を図るといふがあるので、そこから来ていると思うのです。だから、私は自治法の1条の理念をここで引き継いでいるということで、これでいいと思うのですけれども……

松野豊委員長 自治法の1条でしたっけ。ちょっと画面を見ていただければ。今1条を出します。

「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政の自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとする」というのが1条の2の中に入っております。ここの趣旨をとらまえる形で骨子に入れているということで……

田中人実委員。

田中人実委員 そうであれば当然そうなのでしょうけれども、団体、地域の反対の言葉で「全体」が出てきているので、それだったらその「全体」をとってしまって市民福祉の向上を目指す活動でないのではないですか。

松野豊委員長 あとは、地方自治法は「住民」になっていますけれども、これはとりあえず「市民」でよろしいですか。

酒井委員。

酒井睦夫委員 これは、自分の属している政党とか、それから自分のどぶ板ではなくて全体のことを考えなさいということを行っているわけでしょう。その表現として、前のほうを全然とってしまって市民福祉の向上だと、そういう趣旨には伝わらないですよ。団体、地域にとらわれないという言葉がよくないのですよ。何かもうちょっといい言葉、どぶ板だけではなくて全体のことを考えなさいということをもうちょっと的確な表現があれば入れたほうがいいなと思います。いい表現がなければとったほうがいいなというふうに思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 団体、地域にとられる議員がいるから、あえてきちんと公共的な問題で全体をとらえるのですよという意味合いから出しているのですよね、市民全体の福祉というのは。だから、私は「市民全体」を入れていいのではないかなと。

松野豊委員長 藤井副委員長。

藤井俊行副委員長 またたたかれますが、個々の利害を……忘れてしまいました。とりあえずいいです。結構です。

松野豊委員長 では、思い出したらまた。

乾委員。

乾紳一郎委員 全体という言葉を入れたほうがいいのではないですかね、はっきりするので。ちょっと抜いたほうがいいという話がありましたけれども、弊害と言ったら変だけれども、どういうことが指摘されていて、それに対してという意味で、団体だとか地域だとかという言葉は入れないけれ



ども、それでわかるということで、「全体」を入れたほうがいいと思います。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 たまたま栗山町のやつを私のところに今開いてあるのですけれども、栗山町はこう書いてあるのです。議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指した活動をしなければならないと。これだと、個別の自分の家の周りものだけではなくて、全体のことを考えなさいということだから、非常にわかりやすいのですけれども、表現としてはもう一ひねりあるのではないかという感じがします。私は、団体、地域にとらわれないという表現はよくないので、これだったらなくて市民全体の福祉でいいと思うのですが、もうちょっと気のきいた言葉があれば入れたほうがいいなということで、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

松野豊委員長 今日で確定するわけではないのですが、今後の段取り、皆さんにも頭に入れておいていただきたいのは、9月5日以降の特別委員会は後で日取りを決めますが、キャッチコピーはもうまとめなければいけないので、9月8日の午前中と25日の午前中にちょっとそんなに長くない時間でと思っていますが、それは後ほど最後に協議しますが、2回ぐらいやろうと思っていますが、それはあくまでもキャッチコピーのことで時間をとろうと思っています、今日ある程度八、九割方詰めていかないと10月4日のシンポジウムに間に合わないのです。あくまでも骨子ですので、再度繰り返しますが、細かい「てにをは」云々は条例の案文の成文化するときにもうちょっと協議すると。10月4日以降、シンポジウム以降に市民の意見交換会を2度経て、その中で細かい表現についてはどんどん議論していくので、多少の議論はあっていいかと思いますが、今酒井委員のおっしゃっていただいたような部分については、次の委員会ぐらいまでに御提案いただくことは可能かと思いますが、代案をなるべく出していただいて、この場で即興で出すというのもなかなか難しいでしょうから、その辺を念頭に置いていただきながら議論というか御意見いただけたらなど、それは委員皆さんにということですが。

田中人実委員。

田中人実委員 今後スムーズにいくように、言葉を置きかえていいものであれば、変えて残せばいいと思います。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 言葉を置きかえます。「団体、地域にとらわれない」ではなくて、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の……

松野豊委員長 竹内主査。

竹内議会事務局主査 この骨子を正副委員長と草間研究員の同席のもとまとめあげた際の議論として、この表現の部分は「議員の活動原則」の項目でございますが、「議会の活動原則」にある、公正性・透明性という表現と同様に、議員は議会の構成員であるという基本的な考えから、議会を構成する議員一人一人の原則についても項目にしっかりと、位置づける必要があり、表現として、地方

自治法第一条同様「一定の団体や、地域にとらわれないように市民全体の福祉のために活動する」と条項を位置づけることが必要という意味で盛り込んでおります。例えば、この表現をもう少しすっきりと表現するとなると、「議員は議会を構成する一員として市民全体の福祉の向上を目指す活動に努める」と条文化することも想定しながら協議をいたしました。

松野豊委員長 いかがでしょうか。案として、画面を見ていただければと思って打ちましたが、議員は議会を構成する一員として市民全体の福祉の向上を目指す活動に努めると。

田中人実委員。

田中人実委員 団体というのを削るのは当然というかいいと思います。地域にとらわれないという、この地域をどぶ板というふうに見るか、例えば流山市においても、公共下水道が普及しているところ、していないところ、鉄道網があるところ、ないところ、バス路線があるところ、ないところっいろいろなわけですから、それを地域にとられるなということ自体が、ではどうすればいいのだということなのです。だから、一部の団体の利益のために行動するのは、それは議員としてふさわしくないと思いますけれども、地域というのを大きくとらえた場合には、当然そういう政策提言はあってしかるべきだし、そのところをなくしてしまうというのもまたかえって変なものだなと思うので、そういう議論にならないような言葉に置きかえればいいのではないかなと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 今の事務局の竹内さんからの提案でいいと思います。伊賀市もそういうまとめ方をしていますので、地域とか団体とかということで触れるわけではないので、いいのではないのでしょうか。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 私の意見として述べさせていただきます。やはり団体、地域にとらわれないというところは削除して、先ほどの事務局の案である、議員は議会を構成する一員として市民全体の福祉の向上を目指す活動というのであれば、市民全体になっているわけですから、地域も含んだ形になるので、私は事務局提案でよろしいのではないかと思います。

松野豊委員長 藤井副委員長。

藤井俊行副委員長 事務局提案を否定するものではなく、ただ発見しましたので。三重県議会では、地域の課題のみならずということで、議員ってやっぱり地域の声を行政に反映するのも仕事なのですけれども、のみならずということで、そういう使い方もありますというのをお示したかっただけです。

松野豊委員長 情報として提供したかったということですね。

地域ということに触れなければ、それは市民全体の中に入っているとも入っていないとも両方解釈できますので、この辺で収束させていただいて、現段階では議員は議会を構成する一員として市民全体の福祉の向上を目指す活動に努めるということでまとめさせていただきます。ただ、今日こ

れで決定ということではなくて、先ほども申し上げたように、9月にもう2回ぐらいやらなければいけないかなと思っていますので、今日のようにそんなに長い時間はとれませんが、そのときに何か気づいたことがあれば都度委員の皆さんに御自由に御提案いただくということで、今日のところはこれでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、会派です。

これは、会派という規定というか項目ということだと思いますが、会派という項目そのものが必要なかという議論をしたほうがいいのではないかという御意見をいただいております。これについていかがでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 それを提起したのは私なのですが、会派を規定しているところとしていないところといろいろばらつきがあるので、それで議論したほうがいいのではないかということで問題提起をさせていただいたのですが、私としては今の実態の議会において会派は不可欠な存在になっているので、そこは一定会派についての位置づけをしておいたほうがいいのかと思っています。あと、皆さんの意見も聞きたいし、さらに草間さんの全国的な状況だとか、どういう議論をされているかということも聞きたいと思います。

松野豊委員長 では、委員の皆さんの御意見を伺った後に、後ほど草間研究員の御見解というか、他市の全国の情報も含めてお伺いしたいと思います。

戸部委員。

戸部源房委員 現実的には、会派とか党、これが流山市議会でもあるわけですね。ただ、間違っただけではないのは、国会と同様にそこら辺を主張していくのは間違いではないかなと。私は、流山は流山の議会として、あるいは議員として自己研鑽して、自分の主義主張をはっきりと持って、会派だけではなくて、まずは基本的にそういう資質を持って大いに討議していくというのが基本原則だろうと。そういう意味では、現実には会派というのはございますけれども、あえてそれを強調する必要はないのではないかなと。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 この間地方自治法の改正で代表者会議の位置づけがきちんと決まったのだから、会派は書くべきでしょうと。ただ、そこの書き方が非常に難しいと思うのですが、その議論は残しながら、会派という規定を書くということでいいのではないかと思います。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤實委員 会派のことは、現実これは一つの政策集団ですから、28人いればいろいろな考え方があってしかるべきであると思います。むしろ一つになってしまったほうが不思議な集団になるのではないかというふうに私は思いますので、これは盛り込むべきだと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 問題は、私もきちんとすべきだと思うのですけれども、大きくなると、やっている人とやっていない人、自己研鑽しない人、そういう傾向があるのですよ、実際問題。基本的には議会を構成するのは議員個人々人ですから、それに同調する人たちが会派としてなるわけですよ。議員の使命というのは討論の場なのです。だから、そこら辺は会派を規定してもきちんと忘れずに置いておかないと、将来の議会改革とか、そういうふうにはなりませんよと。あえて大げさに出す必要はありませんけれども、そのことはきちんと理解しておいたほうがいいと思います。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 勉強不足で申しわけないのですけれども、この項目に会派を入れるということは義務づけられていないのですね。そうしましたら、すごく大胆な発想で、流山の議会基本条例の中ではあり得ない大胆な発言、もちろん私の思いつきです。おもしろいというのか珍しいというのか日本一というのかわからないのですけれども、会派に余りこだわらない、しかしながら会派というのは、党に所属している人も多いから、私もそうですけれども、でも流山の議会はみんなバックには党に所属している。いない人もいるよ。だけれども、議会に入ったら全員が執行部に対する議会として、二代表制として、もちろん議長がいるけれども、議会は一だと。会派は、とりあえず別だと。今議会基本条例を策定しているのと同じような気持ちでいくとすれば、余り会派にこだわらないで同一として執行部に対応すると、こんなようなことはいかがでしょうか。

松野豊委員長 ご提案ありがとうございます。そうすると、別の項目立てというのか、あとは議会の活動原則に入るかです、恐らく高橋委員の主張でいうと。会派、党派にこだわらず、議会が二代表制のもと一枚岩となって協力していくというような内容のものをもしどこかに盛り込むとすると、前文の中か、あるいは議会の活動原則の中になるかなという気がしますが……

田中人実委員。

田中人実委員 その会派の項目の中で細かく下に書けばいいのではないですか。会派だけにとらわれないで、そういうことを執行部ときちんと、それを入れれば済むと思うのです。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私は、会派の役割というのは、政策集団の役割というのは非常に重要だと思っているのです。議会の執行部の対決だけではないのです。議会にはいろんな市民の多様な声が集約されるわけでしょう。それは1つではないのです。議会は1つではないのです、ある意味では。調整、話し合って議論の上、一つになることはあっても、それぞれの声を政策化させるということ、そういう役割が議会にあるわけですよ。だから、そういう政策集団としての会派というのはすごく大事なことです。そこもあいまいになっているから何だという話になるわけで、そういう意味での会派というのをきちんと位置づけないと。ほかでもやっていますけれども、その上で会派間の調整だとか議会での話し合いによる合意形成という問題が出てくるので、政策集団としての会派というのはきち

んと位置づけていかないと、議会在仲よしクラブになってもしょうがないので、そこは政策的に議論すると。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 私は、どの政党にも属していないので、属している人の考え方がよくわかっていないのですけれども、例えば自由民主党という会派があるともう全部国と同じ政党になってしまいますよね、民主党もあり、社民党、共産党、公明党ですから。そうすると、地方分権といいながら、全部国のひもつきとは言わないけれども、それと同じ形でコントロールを受けながらやるというのが地方分権の時代の地方議会のあり方とはとても思えない。したがって、たまたま今自由民主党という会派がないから救われているのだけれども、これが自由民主党になったら本当におかしな状況です。したがって、会派というのは、必要なのはよくわかりますけれども、中央のコントロールを受けるような会派であってはならないと思いますから、その辺は何かうまい表現があったほうがいいなと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 中央のコントロールとか、そういうことではなくて、各政党の生き立ちというのがあるのです。戦後いろんな階層に分かれて、どこの人たちの声を国政に吸い上げるかという、まさにそういう政策の集約で政党ができてきたのです。それは、国の問題であれば、政党ですから、国の定めたことに我々政党の地方議員というのは縛られますよ、確かに。だけれども、流山市議会の大半のことは、国のこともそうなのでしょうけれども、市民の声なのです。それは、公明党だろうが共産党だろうが社民党だろうが自民党だろうが、その市民の声を吸い上げるときにはそういう政党というのが足かせになるような場面というのは少ないと私は思うのです。だけれども、議会制民主主義の中では、先ほども言ったように、地方自治の中で代表者会議が位置づけられたということは、現実には会派があるわけですから、書かざるを得ないのではないかなと、そういうふうに思いますけれども……

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 全国政党だから地方もというのは、それは考えを改めていただきたい。自治権というのは、それぞれの政党の中でも自治というのは当然に今求められているときで、私たちが流山市の問題というのは我々自身が判断をするということでやってきていますので、そういう意味で、政策集団としては、地方の問題は地方の政策、国政の問題は国の政策とありますけれども、政党あるいは会派というのは政策集団としては非常に有効な役割を果たしていると私は思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 私は、もう3期やっていますけれども、自民党ということでやってきていますけれども、流山市については自由な立場で無所属でやっているのです。これはなぜかという、今の流山市もそうなのですけれども、国会のまねしているだけなのだよ。実際問題、地方分権が進展して

いる中で、自分たちが切磋琢磨して、市民との討議とか、あるいは議員間の討議の中で、どれが決定的にいいのかと、こういうことを目指していくのが今の議員であろうと。しかし、そうはいってもいろんな問題があるので、そこら辺をきちんと強調した上で会派の規定を盛っていくべきだと。ただ会派は政策集団というだけではないと。これは、一部国会の議論とか、あるいは党に頼るとい  
う問題で、流山市のことを見失ってしまうという面も確かにあるのだと。だから、そういうことも含めてそこら辺をきちんと盛っていったほうがいいと。個々人もきちんとやり、それから会派の中でもそういうことをきちんとした上で議論を深めて政策集団としてやっていくというのが当たり前のことだと思う。そういうふうに私は思います。

松野豊委員長 少なくとも流山市議会は国会のまねごとをしている議員は一人もいないと思いますけれども……

田中人実委員。

田中人実委員 要するに酒井さんに理解してもらいたいのは、中央からコントロールはされていないのですよ。というのは、私たち公明党も国では自民党とずっと協力してやってきましたけれども、昨年の参議院選挙で全く公明党らしさが発揮されていないということで、どこから私たち議員が批判されたかという、支持者、市民の方から言われて、我々は今度県会なり中央なりに中央のやっていることはおかしいと。それで、中央がやっと市民の意見に気がついて、それで今度政策をきちんと変えるという、そういう時代なのですよ。だから、上から何でもコントロールされているというのは、もう時代が変わっています。うちも全く変わっています。下から上を変えると。実情を申し上げておきます。

松野豊委員長 では、他市の事例というか、現時点で議会基本条例が制定された自治体の中では三重県議会のみ会派というのが入っているのですが、三重県議会が会派を入れた背景も含めて草間研究員のほうから。伊賀市も入っています。その辺の背景も含めて、わかる範囲で結構です。

草間研究員 多くの議会では実は会派という規定は議会基本条例の中に定めておきまして、これは実情として議会の中に会派があるかないかという左右されるのですけれども、今の会派の御議論の中で注目すべき点が3点ございます。1つは、分権時代における合議体の議会の中における会派の可能性というのが1つございます。もう一つは、大きな議論といたしまして、これは市民の皆様からのお声もあるのですけれども、政党と会派はどう違うのか、政党と会派は違うのだという御議論、これが1つ。もう一つ、地方自治法の改正等によって、先ほど議員から御発言があったように、代表者会議が自治法で定められまして、また今多くの議会の問題となっている政務調査費でございますけれども、流山市議会もそうだと思うのですけれども、これは会派に支給されるものでございまして、政務調査費のあり方、議員のあり方というのは、この会派のあり方に直結するものでございます。多くの議会基本条例を扱っている中規模以上の議会では、この報酬の問題、議員のあり方の問題、それから政務調査費の問題は、会派をしっかりと政策集団と位置づけることによってこれを解

決しようという試みがされております。ですので、そういった議会においては会派を政策集団としてちゃんと位置づけまして、会派で政策活動をしていって、それなりに政策提言をしていかななくてはいけないという方向にまで来ております。

また、政党と会派の違いなのですけれども、こちらは昨今、例えばその議論の中で、ローカルパーティーですとか、流山市もあると思うのですけれども、そういったものと既存の政党がどう違うのか、これは御批判とか意見として、この違いをちゃんと定めたほうがよろしいのではないかと。例えば静岡市議会の第1会派の静政会というところがあるのですけれども、これは民主党の議員の方、自民党の議員の方、社民党の議員の方が交わられていて第1会派を形成しているのですけれども、こちらは政策集団として自らを位置づけて、選挙と議会活動は違うのだという位置づけをしてやられているのですけれども、ただ選挙は経ておりませんので、こういった会派の活動というのは、今後分権時代においては、特に基礎自治体の市議会レベルにおいてはこういった会派も続々と出てくるというふうに考えております。

以上でございます。

松野豊委員長 それでは、大体御意見は出尽くしたと思うのですけれども、会派の項目として一たんここは残すと。あと、多分共通見解としてあるのは、会派イコール政策集団ですよというところは皆さん共通見解かなと思いますので、あと一つあるのは、先ほど高橋委員から御提案のあった、会派だけにとらわれず、議会全体として一枚岩となることも念頭に置くという意味合いのことをこの会派の中の項目に入れるか前文に入れるか、また別のところに入れるかという整理はちょっと預かりでよろしいですか。これは、一枚岩とか、要するに議会全体として二元代表制のもとでということについては、とりあえず会派のところ今日時点では入れておきますけれども、今視察対応で法制担当の吉原さんがいらっしやらないので、一たん預らせていただいて、次回に整理した結果を皆さんにお知らせするというところでよろしいですか。

戸部委員。

戸部源房委員 議員個々人が研鑽して一枚岩になるというふうに理解してもらったほうがいいかな。

私に言わせればね。検討するのだとしたらだよ。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 一枚岩になるというのは、表現を入れたいほうがいいと思いますよ。いろんな立場の市民の声を議会は集約するわけですから、その中で調整していく役割があつて、その結果として一つになることもあるし、結果として一つになれば、対行政との間で強い立場で議会は機能するという事なので……

松野豊委員長 認識を持っていくことは大事だけれども、条例に骨子として入れてしまうのはどうかと。

乾紳一郎委員 だって、多様性にどうこたえていくか、多様性にこたえると同時に議会としてどう調

整していくかということが課題になっているわけだから、余り一枚岩、一枚岩みたいに言わないほうがどうか、僕なんかはとでもついていけない。

松野豊委員長 例えば、この特別委員会はある意味ちょっと特殊なので、常任委員会と比べると特殊なので、議案をもんでいるわけではなくて、議員立法の議案を自分たちで考えるというミッションの特別委員会ですから、そういう意味では、一枚岩、高橋委員のお考えのようなところは、マインドとしては持っておくというのがすごく大事だと思うのですが、今乾委員がおっしゃったように、ほかにも常任委員会というのもあるわけですし、そこで一枚岩ということを入れることがどうかというのは一つの議論としてはあるかなという感じなのですが、これについては御意見いかがでしょうか。

田中人実委員。

田中人実委員 ほかの条項のところ、首長との緊張感を持たなければいけないとか、それから合議制ということも書いてあるので、その辺のことは、議案によってはそういうこともあるかもしれないし、無理にそういう状況をつくろうとしても、それは無理ではないかと思うのです。ほかのところでも十分そういう議会の姿勢というのは反映できるのではないかなと思います。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤実委員 先ほど高橋委員から出ましたけれども、なかなか現実問題、私は無理な話だと思いますし、それぞれいろんな集団があって議会は成り立っているのだと思うのです。現実には現実として、あるものはそのまま残すべきだと思います。将来的に変えるという話は、周りの環境がそうになってきたら修正は可能だと思いますけれども、現状においては不可能だと思います。

松野豊委員長 いかがですかね、高橋委員。今一通り皆さんの御意見が出たわけですが、もしよろしければ御意見をいただいて……

高橋ミツ子委員 突然の提案で大変失礼しましたけれども、私が思ったのは、これだけ議会在派を離れて議論をしている中で、会派にとらわれないで、時にはみんなで議論が一緒になってできるものもあっていいのではないかなと。そういう提案もいいかという思いつきのような、また新しいほかにもないような項目が流山市にとって、いつもいつもということではなくて、時にはそういうことも可能になっていってもよろしいのではないかなという思いがあったので、大変皆さんの議論を聞かせていただいただけで結構だと思います。

松野豊委員長 ありがとうございます。

では、先ほど田中人実委員がおっしゃっていたように、執行部との緊張関係とか、ほかの条項の中で高橋委員の意図している部分も若干盛り込めるかなということで、ここでは一たん外すという整理をさせていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、次、第3章ですが、5時に終了する予定ですので、残り1時間でざっと一通り



10章まで行かないといけませんので、ちょっとピッチを上げていきたいと思います。

第3章です。赤字が、一般市民の対話集会の具体的方策についてどうするのかということを示し添えておくという意見がございましたが、これはどなたでしたっけ。高橋委員からこのような御発言をいただいています、高橋委員も含めてですが、御意見等ございますでしょうか。もしあれでしたら再度高橋委員のほうから趣旨を。

高橋ミツ子委員 私は、この部分、2番目のところについて具体的にどうするのか申し添えておいたほうが良いということでお話したのですけれども、これはなぜかという、一般的に議会は議会ごとに議会だよりを出して議会報告がされている。また、議員個人や党によっても行っている後援会、あるいは地域の支持者に対しては、狭い範囲と言わざるを得ないかもしれないけれども、今まで私も11年やってきましたが、何らかの形で議会報告は個人版でも一回も欠かさず出してきましたから、そういうところからいうと、狭い意味かもしれないけれども、行ってきました。ですけれども、ここで一たん市民を対象とするようになってくる場合は、やっぱり現実問題として、対話集会なり、どういう報告をするのか、どのようにやっていくのかを検討しておく必要があるのではないですかということで、ただ漠然と出しておくだけではなくて、どういう方法でやったらいいか、何らかのことを考えておいたほうが良いのではないかとということで意見を述べさせてもらったわけです。だから、大きくこの部分はこの部分で中身を変える必要はないのです。結果的にはそういう議論を持った上でやったほうが良いでしょうということから、その後の部分で細かいことは考えていけばいい。ただ、忘れないでねということです。

松野豊委員長 つまり、この項目は入っているけれども、今後成文化したりとか実際に具体的に議会基本条例が可決されて運用していくときに運用の中で少しそういう政策について、例えば10月と11月にテストケースというか、実験的にこの特別委員会でも意見交換会をやりませけれども、そういうことも今後の運用基準の中で少しイメージしておいたほうが良いのではないかなということでもよろしいですね。

乾委員。

乾紳一郎委員 こういう問題はほかにも出てきますので、運用規定みたいな形で当然整理せざるを得ないので、そこでやっていけばいいと思います。私の意見なのですが、この間議会報告会あるいは市民対話集会とか一般会議とか市民報告会とかいろんな言葉で言っている、言葉を一つにしてその中身をはっきりさせるということをしたほうが良いのかなと。中身はみんな同じだというふうには僕は理解しているのだけれども、その辺は違うと言っている人もいるから……

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 報告会というのは、私は栗山町のに参加していますから、栗山町では12カ所に分かれて、議員それぞれ1年に1回ぐらい議会の報告をやると。これは、今実際問題やっているのですよね、こういうことをやっていますよと。それから、一般会議というのは、市民のいろんな意見を聞

いて、重要な案件、例えばごみの有料化とか、そういう問題について、市民が関係する団体、あるいは一般的な問題、そういう意見を聞いて議員の政策能力を高めると、そういうので一般会議というのは設けているのですよ。これは、市民参加をより増やすということで構えているので、市民と議会の関係ということでもうちょっと議論をしていったほうがいいのではないかなど。

それから、先ほど請願とか陳情がございましたよね。この問題も栗山町では市民の提案として考えているのです。市民参加の一つの形態として、第3の提案ということで、それを積極的に受け入れてきちんとやっていると。それから、公聴会、乾さんが前に言っていましたよね、そういうものをきちんとやっとうと。そういうものを積極的にやっていますのです。だから、この問題については議論を具体化するときにもうちょっと細分化してやっとうとがいいのではないかなど。要するに、市民と議会、議会と執行部、これが中心核になりますから、そういう意味で私の提案はそういうことです。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 高橋さんが自分で報告をされているという話がありましたけれども、個人で報告とは会派の報告ではなくて議会としての報告ですよ。ですから、議会報告というのは、乾さんが言われたように、議会としての報告ということがわかるような表現がいいでしょうね。それで、議会としての報告は今までやっていませんから、ここでやるというふうにした場合は、具体的なやり方については別に定めるといことがないと、具体的にどういうふうにするのだというのがわかりませんから、それをつけ加えてもらおうと。あと、ここに「による議員の政策立案能力の強化及び政策提案の拡大」と、これは要らないと思います。議会報告やったら議員の政策能力が上がるみたいに書いていますので、そういう側面はあるかもしれませんが、後半は要らないと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 ここではっきりさせなくてはいけないのは、戸部さんはここは2つのことを言っているのだと言っているでしょう。はっきりしなくてはいけないのは、1つ言っているのは、議会報告会というのがあると。議会報告会だけではなくて、一般会議といっても要するに市民との対話集会だよ、いろいろなチャンネルを使っとう。それもこの基本条例の中に位置づけるかどうかという議論があるということと、それから政策提案の拡大の問題でいえば、市民との対話集会でいろいろ意見が出ることを議員の政策能力の強化につなげるというふうな意味合いでならば、それは政策提案の拡大にはなるのです。だから、その辺のところをもう少し区分しながら議論をしていく必要があるかもしれません。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 酒井委員には申しわけないのですけれども、今現在は議会報告はされていないとおっしゃいましたね。議会だよりは、議会ごとに議会として4回出していることは私は議会としての報告だというふうに理解をしております。いかがでしょうか。

それと、もう一つ。私が言っているのは、議会全体でやる議会報告会、あるいは市民対話集会というのが出ているけれども、現実問題として実際行うのは、いろんな方法を考えておかないと、うただけであって、やり方が後で困るのではないかということで申し合わせをしておいたほうがいいということで提案いたしました。

松野豊委員長 ちょっと整理させていただきますけれども、後で御本人にも御確認しますけれども、先ほど酒井委員が議会報告はされていないとおっしゃった意味合いは、この文章の中に議会報告会って書いてありますから、議会報告会はしていないという意味合いで、話の前後から理解すれば、そういう意味でおっしゃったのであって、ということだと思っておりますが、酒井委員、そのとおりでいいですね。ですので、議会だより云々という話ではないので、よろしいですか。

田中人実委員。

田中人実委員 それで、ここに書く以上、どういう形でやるのかというのはやっぱり決めておかないと、書いたはいいけれども、それも決まらなと書けませんよね。

松野豊委員長 議論したいのですけれども、今日これ議論していると終わってしまうのですよ、この3章で。あと45分ですから。いずれにしても、後々の段取りも皆さんと協議しますけれども、今日のところは第3章の部分はこの程度にしておいて、同時進行的に9月議会が始まってしまうので、事務局も、今回は決算が絡んでいますから、非常に限られた人員の中で厳しかつたりもするのですが、シンポジウムまでにとりよりは、シンポジウム後も含めて同時進行的にどこかで委員の皆さんの時間をとって、多分このことだけで1時間から2時間ぐらいもしかすると議論をしないといけなかなということと、あと議会報告会というのはこういうイメージですというのを別の資料でこちらで、一般的に言われる議会報告会というのは、例えば他市の事例も含めて、こんな市でこういうふうにやっていますとかという資料を今すぐ今日は出せませんので、それを添付した上で別途議論すると。

草間研究員。

草間研究員 今一般会議等の御議論をさせていただいていると思うのですがけれども、議会報告会や市民対話集会の御議論ですね。この委員会でも御発言させていただいているのですがけれども、栗山町議会は議会報告会を以前やっておきながら、議会基本条例では一般会議という位置づけをしております。これは、議会報告会を条例の中では一般会議と位置づけているのです。逆に伊賀市議会は、これを議会報告会と言ったり、委員会では出前講座というふうに条例では規定をしておりますので、名称は、御議論にもよるのですがけれども、例えば皆様がやられようとしている議会報告会と対話集会、これはいろんな意味合いを一般会議に持たせておいて、運用上、これは意見交換会なんだ、議会報告会だという形で区別をさせていただければ非常に整理が付きやすいのではないかなというふうに考えております。

松野豊委員長 あわせて、その流れで草間研究員に御質問なのですがけれども、一般会議というのは呼

び方は何に対する一般会議という呼び方ですか。本会議に対する一般会議という呼び名なのですかね。

草間研究員 法的には一般会議という言葉はないのです。これは、造語でございます、栗山町の議会基本条例の中の。これは、多分神原先生のお力添えだと思うのですが、要するに栗山町議会はどうしても議会報告会は残したかったのです。これを条例内でただ議会報告会とやるのではなくて、一般会議という名前にしてそれを位置づけたと。条文の問題だと思いますけれども、もしよろしければ確認させていただきます。

松野豊委員長 確認しておいてください、次回までに。

乾委員。

乾紳一郎委員 これからももう少し後に議論を詰めてやるということで、要するにこれは新しい制度だから、ただ言葉の議論だけでは始まらないので、もう少し今日だけではなくて議論を伸ばしていく必要があるのかなと思います。

松野豊委員長 では、今日のところはこの程度にとどめて、これは同時進行的に後々また議論していくという整理をさせていただきます。

10分間休憩して4時25分に再開したいと思います。

休憩 午後 4時15分

---

再開 午後 4時27分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今日できるところまでどんどん進めたいのですが、先ほどの休憩前の議論でいろいろ報告会の件がありましたが、議会報告会、意見交換会の開催による議員の政策立案能力の強化及び政策提案の拡大ということで今日は仮置きをしておいて、また今後中身等々については議論していくということで整理をさせていただきます、第4章、議会と行政の関係に入りたいと思います。

議員と市長と執行機関との関係ということで、前回議員の質問に対する市長等の反問権につきまして、これは大事であると。ただし、慎重に検討すべき……

暫時休憩します。

休憩 午後 4時28分

---

再開 午後 4時29分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

これは大事、慎重に検討すべきであると。議会の議員発議についての反問権はありだが、一般質問の反問権については議員つぶしにつながる可能性もあるので、慎重に議論すべきだという御意見が出ておりましたが、これに関して委員の皆様の御意見をいただければと思います。

田中人実委員。

田中人実委員 まず、反問権を与えるとどういふ答弁に市長になるのか、書いてあっても前例がないとか、どういふことなのか。反問権を市長に与えなくても、例えば議員が質問したときにこれこれこうではないかと言ったときに、その議員の主張はわかるけれども、実際こうなっていて、これこれこうで、それは現状では難しいですよということも言えるし、そこがちょっと理解を得ていないので、その辺を草間さんからもしわかれれば。

松野豊委員長 それでは、草間研究員。

草間研究員 実際運用された栗山町によりますと、過去町長のほうから、議員のほうから出された一般質問だったと思うのですけれども、一般質問の内容がわからない場合がございまして、それを再び聞き直すという形で反問権が使用されたということでございます。

松野豊委員長 現行の自治法なのか会議規則なのかわかりませんが、そこでは反問してはいけないという規定は特にないと。ただ、あえて反問権を入れることで執行部に反問してもいいよということかと思いますが……

田中人実委員。

田中人実委員 そういふのが反問権というのであれば書いてもいいかなと思いますけれども、流山市議会においても今一問一答が始まっています、2回目の質問や何かで箇条書き的に質問すれば、それを整理するために聞くというのもいいと思うのです。ただ、それは反問権とは違うのではないかと思うのです。どうなっているのですかというのは違うのではないかと思うのだけれども……

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 反問権を答弁者に与えたらというのが出てきたのは、意図はその段階だけではないというふうに僕は理解しています。要するに、政策的な対峙というか、議員も一般質問や質疑の中で提案的な質問をするのに対して反論はできますよね。答弁で反論できるけれども、違いは、反論ではなくて、その根拠は何ですかとか、そういうふうなことで反問権という形で与えることによってより議論を活性化させようというか、それが反問権の趣旨だというふうに思うのですけれども、確かに高橋さんが心配するような、ある意味で言えば、与党、野党とかというのがあるかと、野党の少数会派つぶしみたいなのでも使われる可能性もあるということ、これはかなり心配されている議論もあると思います。私個人としては、反問権があつて、それで政策的な中身でそれぞれ議論をするというのもいいのではないかと。より議会での議論が政策を中心にした議論になるのではないかというふうに思っています。なかなか実際にそこまでやっているところというのではないみたいですけれども……

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 私も乾さんと同じで、二元代表制で政策論争をやつて、流山市で一番いい議案、そういうものを選んでいくのが議会と市だと思つています。だから、当然執行部側にもそういうものがある

っていいと。議論をさらに深めるためにはいいと。それで、ここの項目だけではなくて、そのほかにも総合計画がございますよね。総合計画できちんと資料を出しなさいと私は前に主張しましたがけれども、それに基づいて政策論議をきちんとやっていきましょうと。そういうことがあるので、私は入れておいてもいいのではないかなと。それで、現実問題は、先ほど栗山町の件がございましたけれども、町長と教育長、質問に対してどういう質問ですかともう一回確かめるということでございましたけれども、行く行くはそこら辺はさらにもうちょっと拡大していきたくらうと。私は、拡大してもいいと。これは、政策論議ですから、感情的にどうのこうのではございませんので、そこら辺を入れておいたほうがいいのではないかなと。やじとは違いますからね。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 反問であって反論ではないというのだけれども、議員の一般質問も本当に一般質問なのかどうなのかという場面もありますよね。例えば国の政策を市長はどうとらえているのだと。そのときに、首長として無責任ではないか、そんな答弁もできないでとやり込められるわけですよ、市長は。そのときに、市長に反問権を与えたときにどういうふうにするか向こうだって困ると思うのです。困らないのであれば反論だってあり得るでしょうと言っているのです。反問だけに何も限定することはないと思う。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 今田中さんが言った反論というのは、今答弁でやろうと思えばできるし、ただ反問というのは要するにその次の議論をしようということなので、反問権を使うか使わないかというのは執行部のほうの裁量になってくると思うのです。ただ、そういうことを想定するかしないか、執行部と議員とのやりとりの中で。今までは、一方的に議員が質問をして、市長らは答弁をする、答弁の中で反論もあつたりいろいろあつたりしても。そういう関係だったけれども、逆の質問。当然関連ですよ。反問権といたって、それは秩序というか、ほどがあるから、むちゃくちゃな反論なんかしていたら、議会としてそれはおかしいというふうに指摘しなくてははいけない。そういうことだというふうに思うのです。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 そうなると、反問権ということが私自身も余りイメージできないので、これはきちんと議会側がここに議会基本条例で勝手に書くのではなくて、執行部と相談して書いたほうがいいと私は思います。

松野豊委員長 1つ私の知っている事実を御提供しますと、1年ぐらい前だったと思うのですが、早稲田大学の125周年のときのシンポジウムで、「闘う議長座談会」というテーマで早稲田大学でパネルディスカッションとかシンポジウムがあつたのですが、そのときに栗山町の橋場議長がそのパネルディスカッション上でお話しされていたのは、そもそも反問権をつくったのは、違っていたら、草間研究員もその場にいたので、後でフォローしていただきたいのですけれども、要するに

議員はどんどん一般質問をするけれども、職員がその質問に対して、先ほど乾委員もおっしゃっていた、何か具体的な提案をしたときに、そういう提案をする意図は何ですかって職員が聞く文化とか風土がないと。今までは、市長、与党、野党というようなやり方で議会がやってきたからそうだけれども、これからは二元代表制だと。本来のあるべき姿に戻らなければいけないと。二元代表制でいうと、執行部も議会もある意味対等であるのだから、職員にも対等な権利を与えてあげようという意図で栗山町の場合は反問権を入れたと。ただ、実際に運用してみたら、その当時は議会基本条例が栗山町は運用されて2回ぐらいしか議会をやっていなかったのです。だから、職員の中に議員さんは偉い、怖いというイメージがありますから、反問していいよと議会から幾ら言ってもなかなかそういう反問は現実には出てこなくて、先ほど草間研究員からもあった、市長と教育長が「議員さん、さっきの質問ちょっと意味がわからなかったんですけど、もう一度お願いします」というような程度でしかまだ現状は使われていませんよというふうに橋場議長がおっしゃっていたのが1年ぐらい前です。事実と違っていたら、草間研究員。

草間研究員 おっしゃるとおりでございまして、あと栗山町にしてもほかの議会で反問を認めているところにしても議長の許可制または委員長の許可制になっておりますので、そこで会派つぶしというのですか、議員いじめみたいなものを抑制できる担保ができるのではないかなというふうに考えております。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 地方議会で与党も野党もないという、それはわかるのです。議会と執行部のあり方で原則論はわかる。例えば十数人しかいない栗山町もそうでしょう。そこは、ほとんど無所属で、政党で当選してくる議員というのは少ないと思うのです。ですけれども、我々みたいな15万都市ぐらいで定数28ぐらいあって、そこにいろんな政党や会派もあるということとまた違うのではないかなと思うのです。その辺は、反問権を入れるのなら入れるでいいのですけれども、そういうところを十分研究してから慎重に書き込むべきではないかと、そういうふうに思います。

松野豊委員長 あわせて、先ほど田中人実委員からもありましたが、執行部にも意見を聞いてみるということも含めて、一たんここでは置いておきますが、執行部にも意見は聞いてみます、私のほうから。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 済みません。私が慎重に検討すべきということで前回お話ししたことなのですが、私が心配するのは、議員は議員なりに提案なり当局に質問していくわけですよね。そういった場合に、それは勉強していないからと言われてしまうと終わってしまうのですけれども、与党、野党は別にしても、感情的に、逆質問ですから、質問したときに答えなければならない。答えが物によっては、あなただったら……あなただったらということはないかもしれないけれども、どういうふうにお金を持ってきてどういうふうにするのかって、そこまで突っ込まれてくる場合もあるの

で、その場合に、程度にもよるけれども、困るのではないかなど。それが議員つぶしというか、議会は議員の発言の権限というのがあるにしても、反問権を与えてしまえばそういう危険性もあるということで、私は注意を促しているのです。当然議会の議員発議で出すものについては反問権を認めてよろしいというふうに思うわけですが、ただ一般質問の場合には、特に行ったり来たり一問一答でしている中で逆質問をされたら……内容にもよりますよ。質問の仕方にもよるのですが、その場合に万が一議員つぶしになるようなことがあってはならないというふうな考え方から慎重に議論をしてほしいということをお願いしています。

松野豊委員長 今ちょっとお伺いしたいと思ったのは、議員発議の場合の反問権って現実的にあり得ますかね。

高橋ミツ子委員 例えば議員提案の条例とかああやって説明していきますよね。そのときには当然執行部は質問をしてこれる、条例なんかの制定なんかについて。

松野豊委員長 提案者に対する質問はありますけれども、執行部ではなくて、議会基本条例の場合はほぼ全会一致で進んでいくでしょうから、あれですけども、会派単位で出してくる条例案の場合は、今までも実績としてありますけれども、提案された会派なり議員のグループの代表の提案の方が議員から質問を受けて、それに対して答弁するというケースはありますけれども、執行部から質問が来るというケースは多分想定できないと思うのですが……

高橋ミツ子委員 質問するということはできないですか。必要ないという意味ですか。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 議会内での議員発議については、執行部からの発言というのは自治法上には定められていませんし、皆さんがここで議会基本条例につけるといふなら別ですけども、そういった規定はございませんので、原則として議員提案に対する執行部の質問というのはありません。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 この反問権という言葉がよくない。ないのでしょう、自治法上にそういう規定は。反問権なんていうのはありませんよね。これは、何も栗山町をまねすることはなくて、何か表現を変えて、今一問一答ですから、4項目質問されました、ちょっと整理したいのですが、こういうことでよろしいですねというのはいいと思いますよ。ただ、それが反問権というのかどうか私にはちょっと理解できない。

松野豊委員長 もともとの栗山町はそこが目的ではないのです。要するに議員も職員も対等だから、例えが具体的に出てきませんが、議員が何か提案をしたと。執行部に対してこういう施策をやったらいいのではないかと言ったときに、職員から、議員は今そういう提案をされましたけど、それに財源どれぐらいかかるのですか、実現可能性はどのぐらいなのですかというやりとりをしようということで栗山町は出てきたのです。だから、議員の質問の意図がわかりませんということを質問させてあげるために反問権をつくったのではなくて、本来の目的は職員と議員がもっと緊張感



を持って本会議でやりとりしようというのが背景です。

田中人実委員 職員と言うから変であって、本会議でしょう。本会議だったら部長以上なのだから、そこで言いたいことを言えないとか、その辺がちよっとわからない。栗山町のことだけ頭に入れているから流山の実態が浮かび上がらないのであって、反問権ということにこだわらないで、流山市議会の中で今一般質問をやって執行部が答弁していますよね、そこで何が問題になっているのかというところをまず探ってから決めればいいのではないですか。

松野豊委員長 橋場議長に直接、また場合によっては草間研究員を通じて、あるいは場合によっては私が直接コンタクトしてもいいのですが、今日結論を出すということではなくて、執行部に意見を聞くことも含めて一回宿題で預からせていただきたいなど。というのは、聞いてみないとわからないのですが、恐らく今この中で議論になっている議員つぶしになるのはちょっとよくないなというのをむしろ栗山町のほうは議員はつぶされてもいいと。それぐらいでつぶされるようだったら議員ではないのだというマインドで反問権というのをつくったように想像できるのですよ。ただ、それは現時点ではわからないので、宿題にさせてください。ちょっと調べてみます。

戸部委員、御意見があれば。

戸部源房委員 議会というのは、執行部が提案するいろんな議案とか、そういうものに対して監視とチェック、あるいはその政策が正しいのかどうか、これを市民と一緒にやって、それとの対立のあれを出していくのです。これは、当然協調する点もあれば拒否する点もあると。だから、二元代表制ですから、こういうものはあってもいいと。そのような議論でへこたれるような議論だったら議会基本条例それ自体が問題になってくるのではないかと。私は、そのぐらい思っています。ですから、先ほど言いましたけれども、総合計画でも何でも執行部がやることに関しては幾つかの条件をつけてきちんと出さないと、そういうことを私どもはやっていくつもりでいるのです。だから、こういうことは当然だと。ただ、実際問題、現実と将来は違うのですよ。私みたいなやつもいるから、やられたらやり返せというやつもいるから、なかなか執行部としても踏み出しは難しいと思うのだけれども、そういう意味では将来的には必要だろうと。先ほど田中さんが言われたように、こちら辺については執行部もそういうことをきちんと認識しなければいけないのだ、お互いに。だから、執行部とよく調整を図って最終的な結論を出す、それでいいのではないかなと。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 反問権については、栗山町がこれを最初につくったから、その中に入っていたからということもあるのだけれども、かなりの議会基本条例の中に反問権が含まれていて、実際にどのように使われているかということはあるのですけれども、私がこの夏に行った自治体問題研究所の研修の中でもこれはかなり議論になったのです。当局は、情報をいっぱい持っている。議員に示さない情報もいっぱい持って、その情報を根拠に反論されて議員は不勉強だみたいなことをやられる可能性もあるということで、そういう意味では非常に心配をしていた人も実際にはいるし、

それと反問権という、権利なのかという議論もあったのです。議員は、選挙で選ばれて、それで議員となっているから、質問権はあるけれども、では執行部が権利として反問の権利があるのかという、そういう議論もありました。全体としてその中では、反問権というのはあっても、議員つぶしとか、そういうのにはならないだろうというふうな意見のほうが多かったです、その中での議論は。ただ、さっきも言ったように、使い方というか、そのあり方によってはかなりいろんなことも心配されるので、もっと議論はすべきかなというふうに思います。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 御議論の中で、皆様の議員としての御心配も地方議会を担当する私としては非常に理解できるものがございまして、ただ乾委員がおっしゃったように、各議会の反問権、この前の京丹後市もそうです。7月にできた会津若松もそうです。今後制定する例えば800万人の人口を抱える神奈川県議会も都道府県としては初めて反問権を議会基本条例につけようとしております。これは、要するに逆質問なのです。争点や議論を明確にするための逆質問ということで、例えば京丹後市にもあるのですけれども、京丹後市議会は逐条解説でそれを言っていますので、運用上皆様が御心配されるようなことは、逐条解説上はそれは起こらないというような想定になっております。また、これは私からの発言ということで聞き流していただければいいのですけれども、反問権をつけなかった議会基本条例をつかった議会はあります。これは、多くのメディアで大きな批判を受けておるところでございまして。これにも耐えられない議員なのかという議論は、一般的なメディアの対応としてあるということで、情報として。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 議論が拡散しているので、反問権というのは何なのかということをもまず決めることです。今逆質問という話も出てきたでしょう。それで耐えられないとかどうとか……幾らでもやりまますよ。だけれども、きちんと反問権というのは何かと。初めて聞く言葉です、私も。流山市議会の本会議の状況の中でどういうことが想定されるのか。混乱がないように逐条解説するとはおっしゃっていましたが、何も反問権という言葉にとられることはないではないですかというのが私の意見なのです。だから、そこをきちんとまず決めて、それで執行部ともこういう状況でこうだと。何も対決姿勢だからって感情的にばしばしやり合う必要もないので、今までこんな反問権つけなくたって、歴代の市長で議員が質問したことに対してめっちゃくちゃに反論した首長もいますから、そういうのを経験していますから、そういうことではないと思うので、そこはきちんと議論をして、反問権をつけるのが当然だと、それはそうかもしれないけれども、そこでまた違う形でルールを決めるのが流山市議会の議会基本条例だと思うので、ここのところはちょっと議論を保留ということで……

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 私も反問権は与えるべきという思いでございました。だけれども、慎重にしてほしい

ということは、逆質問ということで耐えられる人、今田中さんは何でもやりますと言ってくれたけれども、それは私も努力しますが、感情で来る場合もあるから、反問権を与える場合は常識の範囲内というのがやっぱりあると思うのですよ。栗山町もつけたけれども、実際は現実としては反問権をうまく使わないで上々やっているわけでしょう。そういうような反問権であるわけなので、どうせつけるのならば、田中委員もおっしゃっているように、執行部と話し合う必要があるかどうかは別としても、枠というか、常識の範囲とか、そういうことで注意を促しておけばいいのではないかなというふうに思います。

松野豊委員長 いろいろ御意見もあろうかと思うのですが、もう5時前なのですが、一回引き取らせてください、切りががないので。

もう一回整理すると、執行部にまず聞きます。反問権が必要かどうかというのを聞きます。現時点ですよ。現時点で、言葉のイメージでも構わないので。あと、栗山町にこの項目が入った背景を草間研究員にも協力いただいてもう少し詳しく調べてみます。それから、もう一つは、田中委員からもあった、反問権ってそもそも何なのということと、流山市独自の形がとれないかということも研究を含めて一たん引き取らせてください。議論していても今日煮詰まらないと思うので、ここまですでこれは一たん預かりにさせていただくということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、次にいきます。

次は、1枚めくっていただいて、第6章、委員会の活動。委員会の適切な運営のところの委員長自らの委員長報告書の作成についてです。慎重に議論すべきであると。ここまで細かく触れなくてもよいのではないか、実際の運用の中で議論して決めていけばいいのではないか、つまり骨子案にはこれは入れなくてもいいのではないかという意図だったかと思いますが、高橋委員でしたよね、たしか。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 今4章のところを御議論いただいておりますので、4章の中身をご議論いただきたいと思います。

松野豊委員長 今赤入れのところからやっているの、ずっと最初から。要するに、前回委員の皆さんからいただいた意見について協議をして、整理をして、もう一回戻ります。戻りますけれども、時間的にあと30分しかないの、そこに戻るまでにいかないと思いますが、ということで御理解いただければと思います。

委員長報告について、現段階で骨子に盛り込んでおくか盛り込んでおかないかというところも含めての議論だと思いますが、御意見がある委員の方はよろしくお願いします。

田中人実委員。

田中人実委員 今の委員長の発言よくわからないのですけれども、ということは赤字で書いてあると

ころを今日議論しますよね。赤字がないところは、もう一回議論するのですか。

松野豊委員長 もう一回というか、今日時間が許せば全部やるつもりだったのですけれども、結構議論がいろいろ拡散して……

田中人実委員 私の認識では、赤字をずっとやりましたよね。あとはオーケーというふうに理解して今まで来たのですけれども……

松野豊委員長 ではなくて、前回の特別委員会でも結構時間が押したのですよ。残り10分か15分しかなかったのだと思いますが、その時点でぱっと見て意見のある委員さんは意見を下さいと言って、御意見を言っていた委員さんのものを、言葉は完璧ではないですが、私が聞き言葉でこの場でパソコンをぱっと打っていったものがこの今お配りしている赤字の部分なのです。そこで結局タイムアップになってしまったので、私の前回の特別委員会の記憶というか感覚では、ほかの委員もいろいろ意見があったのだけれども、時間がタイムアップになってしまったので、一回終了しているという記憶というか感覚があったので、とりあえずまずは前回の特別委員会の議論に戻らないといけないので、一たん限られた時間の中で意見をおっしゃっていただいた委員さんのこの赤字の部分、今日配付している赤字の部分について一たん整理をしてしまって、その後にもう一回1章から戻って、赤字は現時点では入っていないけれども、現時点でもう一度ゆっくり見ていただいて、ここはやっぱりこうだという意見があれば新たにいただいて、一通り回そうかなというふうに考えていました、現時点での進行のやり方として。

田中人実委員 皆さんどう思われるかわからないのですけれども、私はもう2章はこれでいいと思っているのです。それから、第1章も今後検討するということなので、赤字で了解したところは全部章立てこれでいいというふうに進めないと、また一からやっていってどうなのかなという気もするのですけれども……

松野豊委員長 皆さんがいいのであればいいのですが、一たんその進行について議論したいと思うのですが、繰り返しになりますが、前回の特別委員会では、残り10分か15分しかない中で、かなり時間に制約された中でざっと皆さんに見ていただいて、今気づくことをおっしゃってください、意見下さいということでまとめたように記憶しております、この赤字ではない黒字の部分で現時点で皆さんが特に御意見がないのであれば、今田中人実委員がおっしゃられたように赤字のところだけ議論して一通り集約するというだけでもいいのですが、いかがでしょうか。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 前回この骨子案を早急に委員長とその他の皆さん、事務局で練っていただいたときに私がお願いしたのは、その場で持ってきて、どこが問題なのか見るのが忙しいから、できるだけ前日ということをお願いしたところ、全然こんな違う紙のファクスなのですけれども、ファクスで送ってもらって、それで目を通してきて、その次のときに何かちょっと問題と思われる箇所があったら話してくださいというので私も上げてきたものですから、それをほかの人も上げましたね。そ

れをチェックしているのであって、まず骨子としては、この赤字の部分だけやっつけていけば一応骨子案としてはいいのではないのでしょうか、また細部にわたって直すことはできるわけだから。そうでもないといつになっても進まないと思うのです。私も、田中委員がおっしゃるように赤字の部分だけ進めて、それはみんなから出た意見を調整しているわけですから、それで今後ほかに問題がないというのが確認できればこのまま進めていっていいのではないかと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 3章のところまでは全項目やっているの、それで4章でほんと1つだけ終わって飛んだので、ちょっと進め方の問題になっているのですけれども、章立てごとにやっているから、赤字が入っていないのも含めて章立てごとにつぶしていけばいいのではないかと思います。

松野豊委員長 わかりました。

では、4章に戻ります。4章の中で、赤字以外のところで何か御意見ございますでしょうか。

戸部委員。

戸部源房委員 議会と行政との関係で争点を明確化すると。議論を明確化するということだよ。総合計画、そこら辺の問題もきちんと今回は議決に入れてもらうと。それから、もちろん市長のほうから、議決に入れる以上は我々もしっかりと政策論議をしなければいけないということで、市長のほうにはある程度の条件を出して、それにきちんと答えてもらうと。ここら辺が一番重要なこと。すべてのものが総合計画から始まるのだよね。ところが、それがされていないというところに問題があったので、これはぜひとも入れていただきたいと、私はそういうふうに思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 この96条の2項の問題では、自治基本条例の中でも基本計画は議決事項にするという項目が入っているので、議会としてはどこまで広げるかということが議論になるのですけれども、そこは具体的に提案がないので、それをどうするかということが一つですよ。

あと、その下のところなのですけれども、文言はこれでいいと思うのですけれども、具体的に市は対応できるのかなとか、例えば市長による政策形成過程の説明とか政策説明とかその下に項目が2つありますよね。議会と行政との関係で、例えば必要性から始まって将来コストも含めて、こういう説明というのは議会側としては当然求めるべきものだと思うのですけれども、実際にどこまでやられているのかなというのは、もし実態がわかれば。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 多くの議会で説明は努力規定にしております。なので、責務ではございませんので、栗山町の方に聞く話では、こういうことを心がけてくれるようになったという表現で私はいただいております。また、三重県のような非常に活発なところによりますと、こういった事項を積極的に活用して知事から答弁を得るような活動をされているところもあります。多くのところでこれは努力規定になっているところがポイントかなというふうに考えております。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 書いておくことが大事で、例えば今回のごみの有料化についても、その提案の理由なんかは所管の部長がまとめ上げて理由づけを書いています、なぜ必要なのかと。ところが、議会の一般質問で質問すると、それに至った、思いついた理由はまた違うところにあったわけですよ。だから、こういうふうに書いておくことによって議会の一般質問で再度その意図を聞かれるようなことにならないようにすることが大事で、書いておくことは必要だというふうに思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 議会と執行部がよりよい政策論争をやるということを中心に置かなければいけない。それで、栗山町の場合は、読んでみますと、町長にお願いして、町長もわかりましたということで話をして、これをあえて入れているのです。議会としては、そういうことをやっていかなければいけないよということは基本的に持っていて、町長と話ししてこれを明らかに上げていると。ですから、流山市も生きた基本条例にするためには、出した以上は市長にそういうふうきちんとしてやらなければならないので、これも先ほどの反問権同様、最終的には市長にも言って、ここら辺はしっかりとやるようにと。これは、ある程度の話し合いが必要だと思いますけれども……

松野豊委員長 よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

松野豊委員長 では、第4章については以上としたいと思います。

次に、第5章、討論の拡大ということで、議会の合意形成、討論による合意形成ということですが、こちらについて何か御意見ございますでしょうか。

酒井委員。

酒井睦夫委員 3つ目に議員相互間の討議を拡大するための積極的な政策提言、条例提案と書いてありますね。ここまで具体的に書くと、政策提言はやっていますけれども、条例提案をしないと基本条例に違反するようなことですよ。ここまで書くかどうかです。それはどうでしょうか。

松野豊委員長 草間研究員、他市の事例がもしあれば。

草間研究員 会津若松市議会が政策立案と条例提案について踏み込んで議会基本条例で書いております。こちらはやはり皆様の志次第ということでございますので、御議論いただいて御決定いただければというふうに考えております。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 この問題は、自由討議ですよ。実際問題、自由討議、一部はやられていますけれども、本格的に自由討議をやって一つの政策を提言する、あるいはまとめ上げるというのが日常的にはやられていないのです。そういうことで、今後自由討議を掲げてしっかりとそういうふうに議論をやるようなルール、これをしっかりとつくっていかなければならないのではないかなと。それから、条例に関しては、飯田市も環境条例をつくると。私も、立法の府である以上、自由討議の中か

ら一回一般質問で地産地消条例をつくるというようなことを言っていましたので、私も言ったあれがございしますので、そこら辺の問題です。流山市に合った条例、執行部が考えるのではなくて、議員提案で出すような条例も積極的にやられたほうがいいのではないかと。ただ、条例の問題は、ただまねすればいいということではございませんので、自分たちできちんとした討議をやった結果、条例をつくっていく、そういう考え方は必要だと思いますけれども、やっていったほうがいいと。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私は、政策的な条例提案というのはきちんとうたいながら、これは努めるという表現にしてやっていかないと、逆に言うと自由討議はできないと思うのです。議員の提案があって、それに対していろいろ議論するということを広げる中でほかの場でも自由討議が広がるというふうに思いますので、条例提案も努めるものとするということで書いていく必要があると思いますし、それから志の問題として、議会は立法府だということでは、議員提案で条例をどんどん出していくと。それで、その中で合意に達したものは決めていくということは必要だと思います。ほかに条例提案って触れるところ多分ないでしょう。ここでちゃんと触れておくしかないと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 今回の意見はわかるのですけれども、このところは読み方によって違うと思うのですけれども、議員相互間の討議の場を拡大するために政策提言とか条例提案をすることに努めるというのも一つあると思うのですけれども、それだけではないと思うのです。積極的な政策提言、それから条例提案の努力というのは、議員間の討議を自由に拡大することはあるのでしょうかけれども、それを言う相手は執行部だと思うのです、私は。だから、この書き方、これでいいといえばいいと思うのですけれども、もう一つの側面があるなというふうに思うのですけれども……

松野豊委員長 条例提案というところでいくと田中人実委員のおっしゃるとおりだと思うのですが、項目のところがこの5章が討論の拡大になっていて、議会の合意形成、討論による合意形成について語っていて、その中の一つの手段として条例提案という感じの規定内容なのかなという感じがしますが、条例提案ということにすれば、逆にどこかに項目を一つ、どこに入れるべきか今すぐぱつと出ないのですけれども、ほかにもそういう積極的なというか、政策提案型のみみたいなことは少し入れることは別の枠で考える感じかなというふうに思いますが、5時半には終わらないとまずいという委員さんもいらっしゃるのです、今後のスケジュール等もありますので、今日の議論はこの程度にとどめまして、第5章で終わっておいて、今の条例という田中人実委員の御提言もあったのですが、この辺も含めて次回以降に骨子案についてはさせていただくことにしまして、次回のスケジュールを皆さんと協議したいのですが、皆さん、手帳はお手元にお持ちですか。持っていない方がいらっしゃればちょっと休憩をしたいと思いますけれども、大丈夫でしょうか。

暫時休憩します。

休憩 午後 5時18分

---

再開 午後 5時22分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

(5)、今後のスケジュールの確認についてです。休憩中にもちょっと皆さんと雑談レベルでお話ししましたが、9月は議会があるために、特に決算委員会等とも重なってかなりタイトで、事務局のほうがいろいろ会議だったり会議の準備でタイトでございまして、事前にかなり無理を言って時間を捻出していただいたところ、事務局としては、9月8日の午前中と29日の午前中で御調整願いたいということがありましたので、9月8日の9時から12時、そこの進捗を見ながら、29日の時間はスタート時間も含めて8日に開催した最後にスケジュール調整したいと思います。29日も現時点では9時から12時の枠だけ皆さんにあけておいていただきたい。今日もちろん集中はしていただいているのですけれども、むしろ議論が非常に濃かったので進行がおくれているというふうに理解していますが、8日の進行ぐあいを見て29日の具体的な時間を決めるということで、枠としては9時から12時を押さえておいていただきたいということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 そうしましたら、今回は9月8日月曜日の9時に委員会室に御参集ください。9時から12時の間でとにかく急ピッチで進めたいと思いますので、御協力よろしくお願ひします。その次については、9月29日午前中を枠どりしておいていただければというふうに思います。

その他何かございますでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 日程が非常にきつくなってきたのですけれども、10月4日のシンポジウムで発表する骨子案というのはあくまでも特別委員会の案ということでよろしいわけですね。議会のということになると、その後会派でも議論しなくてはいけないので、その辺は確認を。

松野豊委員長 それでよろしいかと思ひます。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

松野豊委員長 それでは、以上をもちまして議会基本条例策定特別委員会を終了いたします

閉会 午後 5時25分